

～ 小さくとも キラリと光る村を目指して ～

大桑村自立計画

- 第4次 大桑村行政改革大綱 -

平成 1 8 年 7 月

大 桑 村

目 次

第 1 編 総 論

第 1 章 自立計画の策定に向けて

- 1 . 計画策定の背景 ----- 3
- 2 . 計画策定の趣旨
- 3 . 計画の構成

第 2 章 大桑村を取り巻く情勢

- 1 . 国と地方の動向 ----- 4
- 2 . 大桑村の現状 ----- 5

第 2 編 自立構想

第 1 章 行財政改革の推進

- 1 . 行政組織・機構の見直し ----- 10
- 2 . 職員定数の適正化
- 3 . 職員給与の適正化 ----- 11
- 4 . 職員の意識改革と資質の向上 ----- 12
- 5 . 公共施設の整備と管理運営 ----- 13
- 6 . 議会議員定数の適正化
- 7 . 行政委員、審議会等の見直し
- 8 . 議員・委員等報酬の適正化 ----- 14
- 9 . 広域行政、広域連携のあり方
- 10 . 補助・交付金等の見直し
- 11 . 第三セクターの体質改善
- 12 . 民間委託の推進 ----- 15
- 13 . 公営企業会計の健全化
- 14 . 情報化・O A 化の推進
- 15 . 事務・事業の見直し
- 16 . 行政評価制度の導入 ----- 16

第 2 章 財政基盤の確立

- 1 . 自主財源の確保 ----- 17
- 2 . 的確な財政分析と財政計画

第 3 章 協働のむらづくり

- 1 . 協働のむらづくり ----- 18
- 2 . 協働のむらづくりに向けて ----- 19
- 3 . 住民参加と情報の共有 ----- 20
- 4 . ボランティア・N P O 等の育成・支援
- 5 . 地域自治組織

第 4 章 地域の活性化

- 1 . 景観保全と環境整備 ----- 23
- 2 . 体験と交流のふるさと
- 3 . 地域産業の活性化
- 4 . 健康で安心して暮らせる村 ----- 24
- 5 . 定住化、過疎・少子化対策
- 6 . 文化、教育環境の充実
- 7 . 情報化と交通対策

第 3 編 自立プラン

- 1 . 組織機構の見直し ----- 25
- 2 . 人件費の削減 ----- 26
- 3 . 職員の意識改革と資質の向上
- 4 . 民間委託の推進 ----- 27
- 5 . 事務・事業の見直し ----- 28
- 6 . 広域行政、広域連携 ----- 32
- 7 . 協働の推進
- 8 . 財政基盤の確立 ----- 34
- 9 . 事業実施計画 ----- 38



自立計画の策定にあたって

地方分権の時代を迎え、地方自治体に求められていることは、地域のことは地域が決めていくことであり、それは正に「自己決定」「自己責任」による地域主権を実現することです。

平成16年9月12日、町村合併に関する住民投票において、村民の皆様は大桑村の歴史115年の灯りを消すことなく「自立」の方向を示されました。この選択は、この村に対する誇りと愛着の表れであると同時に、一丸となってこれからの大桑村を築いていこうという、村民の皆様の強い意志の現れであると理解しています。

現在、国・地方を問わず、行財政の環境は極めて厳しい状況に置かれています。大桑村においても、過疎・少子高齢社会の進展をはじめとした様々な課題が山積し、長引く景気の低迷などによる村税収入の減少や、国が進める三位一体の改革等により、大変厳しい財政運営が続いています。

しかし私たちは、どんなに厳しくともこの現状から脱却しなければなりません。

昨今の激しい社会情勢の変化に対応し、将来にわたって自立した地域社会を維持していくためには、「創意」「工夫」「努力」により、幅広い見地と時代にあった新たな発想でむらづくりを進めていく必要があります。

今後は、これまで以上に村民の皆様のむらづくりへの参画が必要です。本計画を基に「協働のむらづくり」を推進し、村民一人ひとりが希望を持ち、生きがいを実感できる魅力ある村、小さくともキラリと光る村を、皆様と共につくって参りたいと考えています。

本計画の策定にあたり、検討に検討を重ねて「自立のむらづくりに関する提言書」をまとめ、ご提言いただいたむらづくり推進委員会の皆様をはじめ、様々な角度から貴重なご意見ご提案をいただいた村民の皆様方に、厚く御礼申し上げます。

平成18年7月

大桑村長 長岡 始

第 1 編 総 論



第 1 章 自立計画の策定に向けて

1．計画策定の背景

厳しい経済情勢や少子高齢社会の進展など、社会経済情勢が大きく変化する中で、地方自治体には、本格的な地方分権時代に対応した体質の強化が求められています。これからの市町村は、住民生活や地域に密着した行政を総合的に担うべき最も身近な政府として、自己決定・自己責任の原則に基づき、地域のあり方について住民の意見を反映しながら、住民の監視のもとに自律的な行財政運営を行っていくことが必要です。

自立の道を選択し、村財政は今後更に厳しさを増すことが予想される中で、自立の前提となる健全な財政運営を将来にわたって堅持していくためには、これまでの行政制度や手法、行政特有の常識や習慣にとらわれず、時代に合った新たな発想とコスト意識に配慮した行財政運営の更なる見直しが必要です。そして、地域経済の活性化、定住促進、少子高齢化対策など、自立のむらづくりを推進するための施策や、社会情勢の中で優先的に実施しなければならない事業など、村の重点事業についても再検討する必要があります。

私達が目指すべき地域社会は、住民一人ひとりが人間的尊厳を保ち、自らの責任で判断し、意欲を持って行動する社会です。住民と行政が共に知恵を出し、汗を流し、希望と誇りのもてる大桑村を築くため、本計画を新たなむらづくりの出発点としてとらえます。

2．計画策定の趣旨

大桑村自立計画は、既に策定されている第 4 次大桑村総合計画、基本計画を、住民と行政とのパートナーシップに基づく「協働のむらづくり」の観点から具現化し、住民の参画による、希望と誇りの持てる大桑村を築くための道標として策定するものです。

同時に、自立の前提である健全な財政運営を維持するために、引き続き簡素で効率的な行政を目指し、今後の行政改革推進計画を示すものであることから、本計画を「第 4 次大桑村行政改革大綱」として位置付けます。

3．計画の構成

大桑村自立計画は、「自立構想」と「自立プラン」で構成します。

自立構想では、自立のむらづくりに向けての理念や方針を示し、自立プランでは、自立構想の方針に基づき、行財政改革や事務事業の見直しなどの具体的な計画を示します。

なお、毎年度、自立プランの達成度と共に事務事業全般を「行政評価」で検証し、必要に応じて計画の見直しを図ります。



第2章 大桑村を取り巻く情勢

1. 国と地方の動向

(1) 国と地方の財政状況

バブル崩壊以降、景気回復に向けた施策の積極的な展開による借入金の急増により、公債費負担は増大し、近年の景気後退に伴う税収の低迷と相俟って、財政構造の硬直化が進み、国と地方の財政は非常に厳しい状況となっています。

今後、さらに少子・高齢化の急激な進展に伴う経費の増加などにより、国・地方の財政を取り巻く環境は、ますます厳しさを増していくことが見込まれています。

(2) 三位一体の改革

国においては、国・地方を通じた財政健全化に向けた取り組みとして、地方分権の理念に沿って国の関与を縮小し、地方の自由度を高めるとともに、国庫補助負担金の廃止・縮減、税源移譲による地方税の充実、地方交付税総額の抑制を一体的に進める、いわゆる三位一体改革を推進しています。

国の財政状況を勘案すると、地方にとっては厳しい内容となることが予想されます。特に地方交付税の縮減は、自主財源の乏しい小規模自治体の財政運営を直撃するものです。

(3) 市町村合併

国は、合併した市町村に対する様々な財政支援措置を定めた「合併特例法（市町村の合併の特例に関する法律）」を制定し、積極的に市町村合併を推進した結果、平成10年度には全国に3,232あった市町村が、平成17年度末には、1,822になりました。

この法律は平成17年3月で打ち切れ、同年4月からは「新合併特例法」が制定されました。新法では、合併市町村への財政優遇措置の殆どが廃止される一方で、総務大臣が策定する基本指針に基づき、都道府県知事が合併協議会の設置を勧告できることが定められました。

国は、市町村の簡素で効率的な財政基盤の充実を図るため、今後も引き続き市町村合併を推進していく方針です。

(4) 道州制

道州制とは、現行の都道府県を廃止して、日本全国をいくつかの大きなブロック(道・州)に分け、国は外交や防衛など、国家全体として必要な政策や調整業務に専念し、それ以外は基本的に道州と呼ばれる地方政府に任せていこうとするものです。

中央政府(国) - 中間団体(都道府県) - 基礎自治体(市町村)という現在の中央集権の構図を、地方政府(道州) - 基礎自治体(市町村)に変えていこうとする構想です。

道州制は、地方自治の新たなスタイルとして、国をはじめ様々な立場で検討されています。

2．大桑村の現状

(1) 市町村合併の検討経過

国は、全国の市町村を1,000程度にすることを目標に市町村合併を推進していますが、国が提唱する背景が全ての市町村に当てはまるわけではなく、歴史的・財政的・地理的条件など、市町村それぞれで事情が異なるため、合併の是非についてはその地域ごとに検討し、自主的に判断する必要があります。

大桑村では、木曽市構想、上松町と南木曽町との3町村、南木曽町との2町村の合併を検討してきましたが、最終的には投票による住民意向調査の結果により、自立の道を選択しました。

町村合併に関する主な経過

H14	4月	木曽郡町村合併合同事務局設置（各町村職員派遣）
		木曽市構想について住民懇談会（村内9会場）
	5月	木曽市構想住民アンケート実施（木曽市賛成22%、反対45%）
	6月	村議会全員協議会で木曽市構想反対多数
	7月	木曽郡町村会は11町村による木曽市構想を断念（賛成5、反対6町村）
H15	1月	大桑村、上松町、南木曽町の合併について地区懇談会（村内20会場）
		上松町、南木曽町へ3町村による任意合併協議会を設立するよう申し入れ
	2月	上松町は木曽北中部7町村と合併協議を進める旨の回答あり
	6月	木曽南部任意合併協議会設立（大桑村、南木曽町）
H16	2月	住民懇談会開催（合併協議の中間報告、村内21会場）
	5月	木曽南部合併協議会設立（任意協議会から法定協議会へ移行）
	8月	住民懇談会開催（合併協議の最終報告、村内20会場）
	9月	合併に関する住民意向調査（投票率78%、合併賛成27%、反対72%、無効1%）
		木曽南部合併協議会解散
	10月	自立推進室設置
	12月	第1回むらづくり推進委員会開催

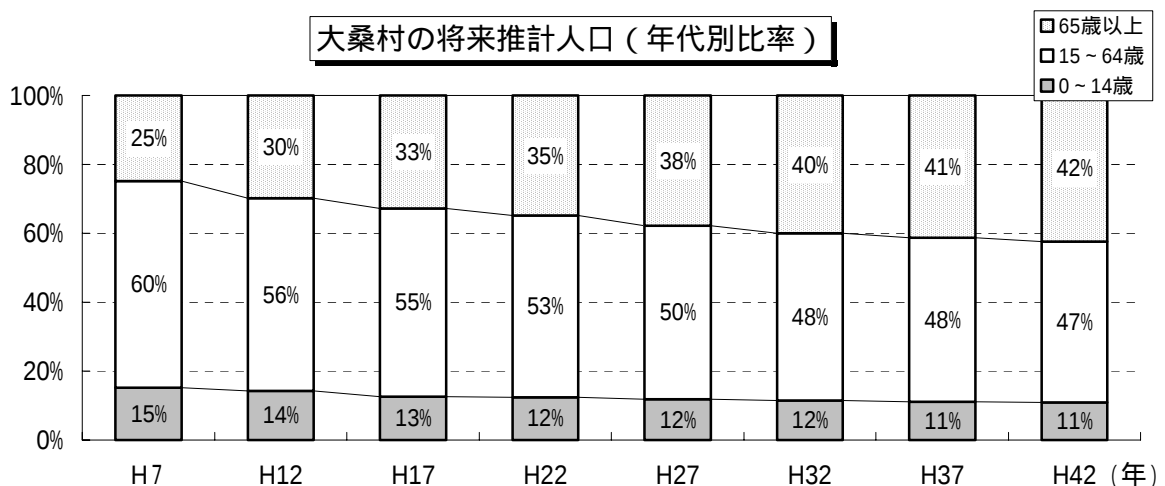
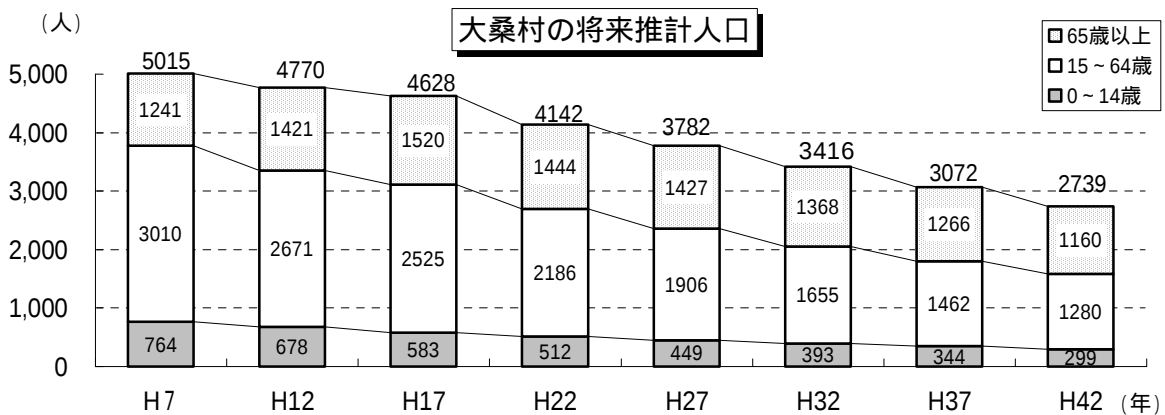
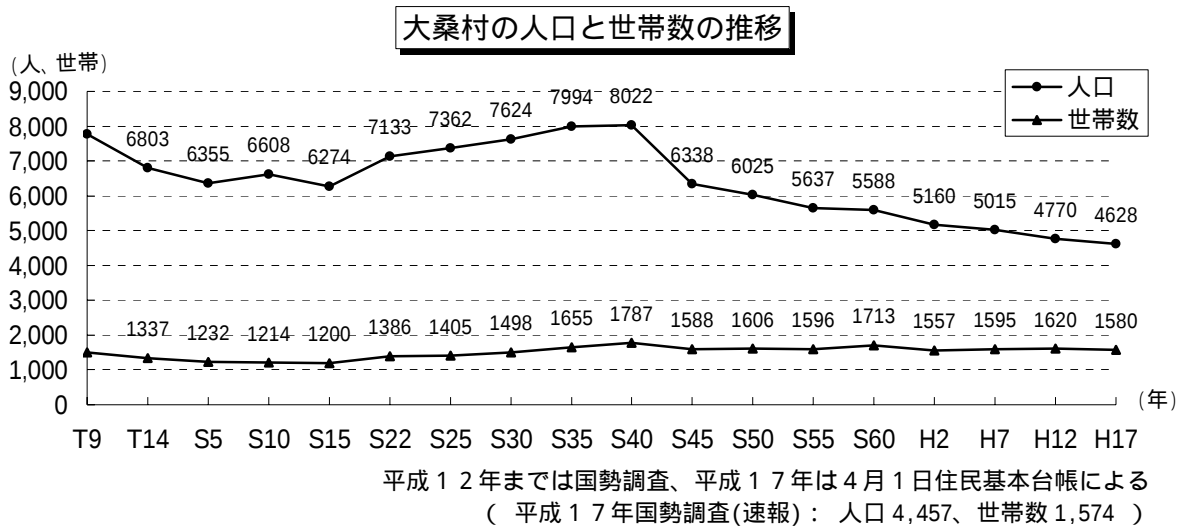
木曽郡内町村の状況

H17	2月	山口村が岐阜県中津川市に編入合併
	4月	檜川村が塩尻市に編入合併
	11月	木曽福島町・日義村・三岳村・開田村が新設合併「木曽町」に

木曽郡は平成17年度までに11町村から6町村になり、人口は次のようになりました。

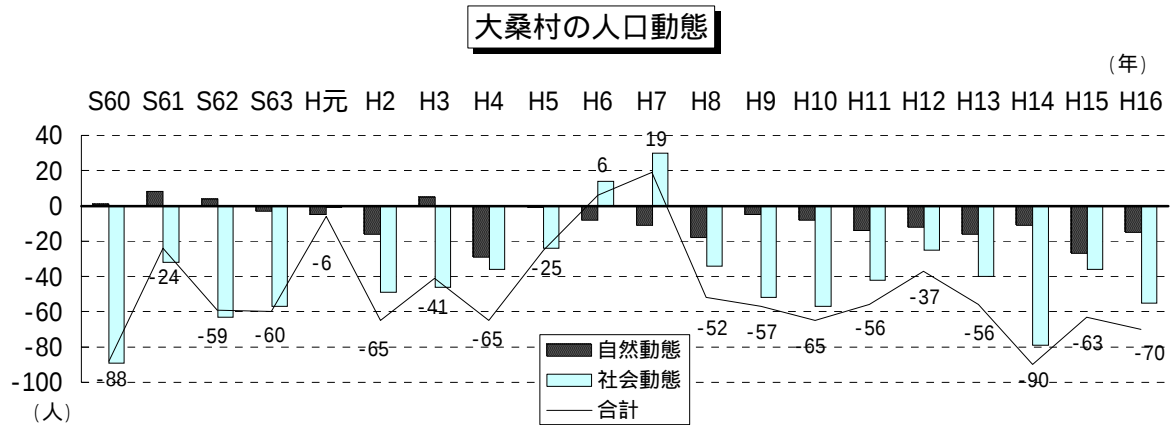
木曽町	14,866人	大桑村	4,770人	(平成12年国勢調査人口による)	
上松町	6,376人	木祖村	3,418人		
南木曽町	5,687人	王滝村	1,205人	木曽郡合計	36,322人

(2) 人口の動向と推計

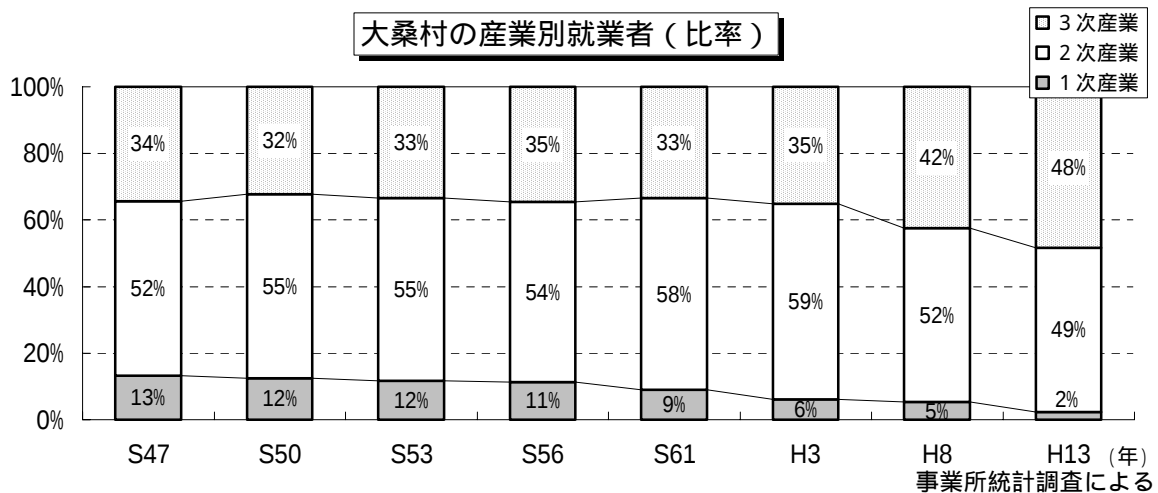
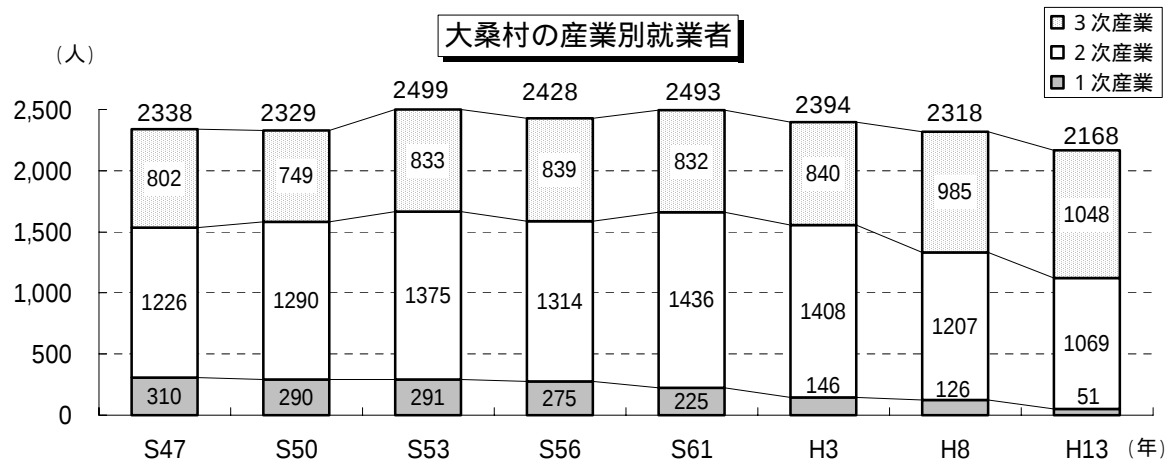


平成12年までは国勢調査 平成17年は4月1日住民基本台帳
平成22年以降推計は (財)日本統計協会「市町村の将来人口」による

人口流出による更なる過疎化、労働人口の減少と少子高齢化が進み、25年後の大桑村の人口は現在の6割程度、高齢化率は42%になると推計されています。



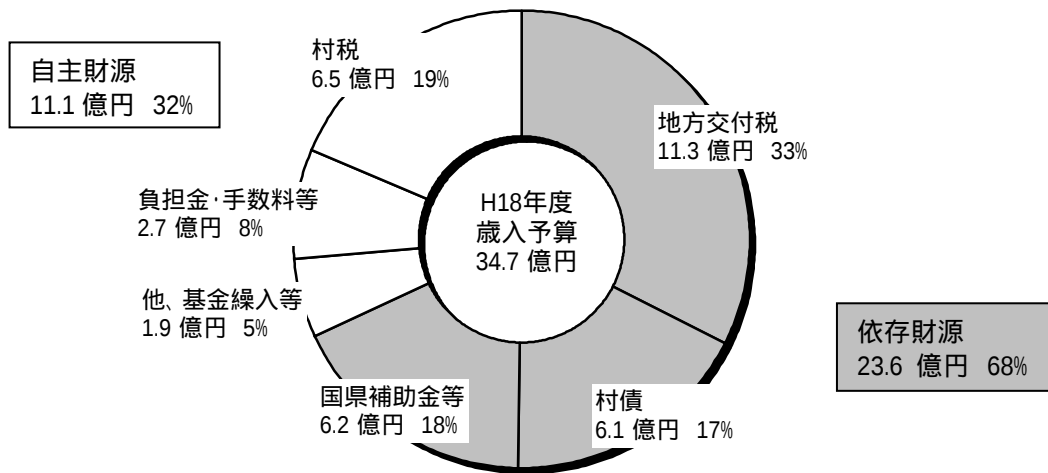
(3) 産業の状況



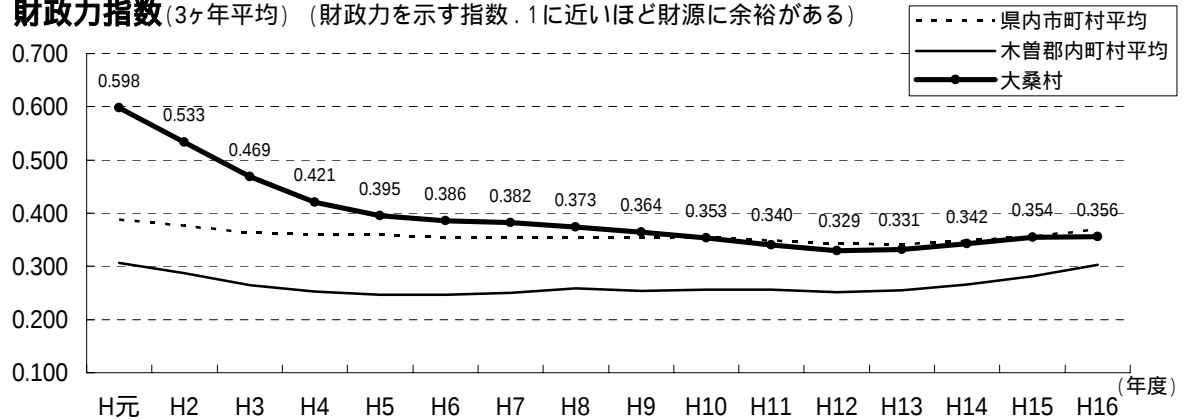
地場産業である木材・木工業の低迷などにより工業就業者は減少しています。その一方で女性を中心に社会福祉関係などのサービス業が増加し、近年では2次産業と3次産業の就業者割合はほぼ同率となっています。

大桑村の観光消費額は木曽郡全体の2.5%程度で、他町村に比べて観光に携わる就業者の割合は高くありません。また、農業はほとんどが小規模兼業農家で、従事者の高齢化や後継者不足の状況が依然として続いています。

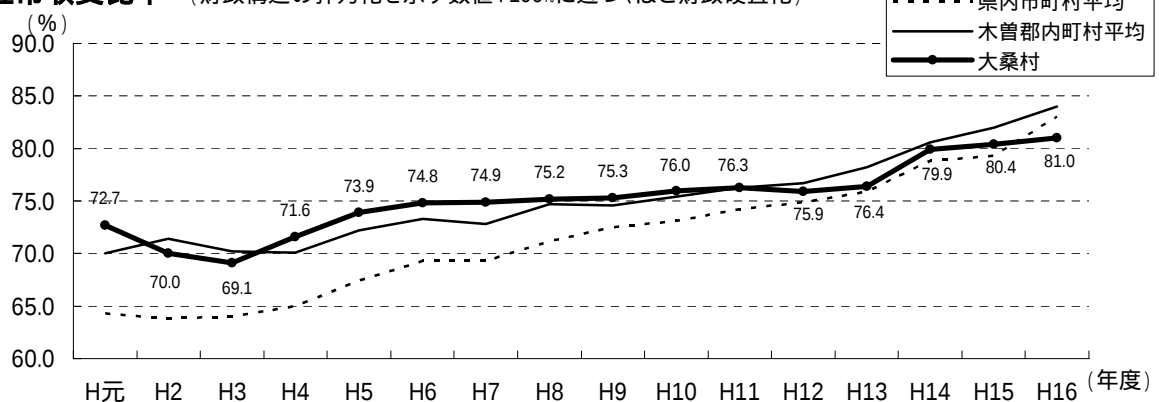
(4) 財政状況



財政力指数 (3ヶ年平均) (財政力を示す指数、1に近いほど財源に余裕がある)



経常収支比率 (財政構造の弾力化を示す数値、100%に近づくほど財政硬直化)



大桑村の行政を運営するための財源は、その7割近くを国・県からの交付金や村債などに依存しており、自主財源に乏しいことから、今後の三位一体の改革など国の政策次第で大きな影響を受けることが予想されます。

また、人件費、公債費、維持管理費など、経常的に必要な固定費の割合が上昇し、村独自の行政サービスや事業を行うための財政的なゆとりは年々低下しています。

第2編 自立構想

～ 自立のむらづくりの理念と方針～

村財政は厳しさを増し、従来どおりの行政運営は難しくなっています。

しかし、私たちが望むのは、単に税金等の住民負担を増やし、行政サービスや事業を削減するばかりの「むらけずり」ではなく、将来にわたって希望のもてる「むらづくり」です。

積極的な行財政改革を進める一方、住民参画のもとで一人ひとりが生き生きと輝く、個性的で魅力あるむらづくりを目指します。



第1章 行財政改革の推進

基本方針

簡素で効率的な行政を目指します。

極めて厳しい財政状況の中で、財政的に自立した行政運営を維持するためには、自主財源の確保とともに、限られた財源をより有効に活かした行財政運営が必要です。

これまで常識とされてきた行政制度や手法、行政特有の常識や慣習にとらわれず、時代にあった新たな発想とコスト意識のもとで、より簡素で効率的な行政運営を目指し、事務事業の見直しや経費削減に取り組みます。

住民に信頼される行政を目指します。

地方分権に対応した「自己決定・自己責任」の原則に基づき、住民から信頼される行財政運営を進めるためには、そこに携わる職員の人材育成と、効率的でわかりやすい組織体制の構築が必要です。

住民満足度の向上を目指し、「コスト意識を持った全体の奉仕者としてのサービス意識」の高揚のもとに職員の意識改革を進め、必要に応じて行政組織・機構を見直し、効率化とサービスの向上を図ります。

住民と協働できる行政運営を目指します。

自立した行財政運営のためには、全てを行政の「公助」が担うのではなく、住民自らできることは自らが行う「自助」と、地域等で支えあう「共助」による「協働のむらづくり」の実現が必要です。そのためには、行財政運営に係る情報を積極的に住民に提供し、幅広い議論の元で方針を決定していくことが必要であり、広報・公聴の充実などをはじめとする透明性の高い行政運営のもとで、あらゆる個人・団体との協働を拡充して行政運営が出来る仕組みづくりに取り組みます。

1．行政組織・機構の見直し

多様な住民ニーズや新たな行政課題に的確に対応し、より質の高い行政サービスを提供し続けるため、時代の変化に対応できる機動的かつ弾力的な組織編成を行っていく必要があります。

業務内容の簡素・効率化や民間委託の推進を図り、職員定数削減の中で業務分担の適正化を図るため、課系の統廃合など、随時、必要に応じて行政組織・機構を見直します。

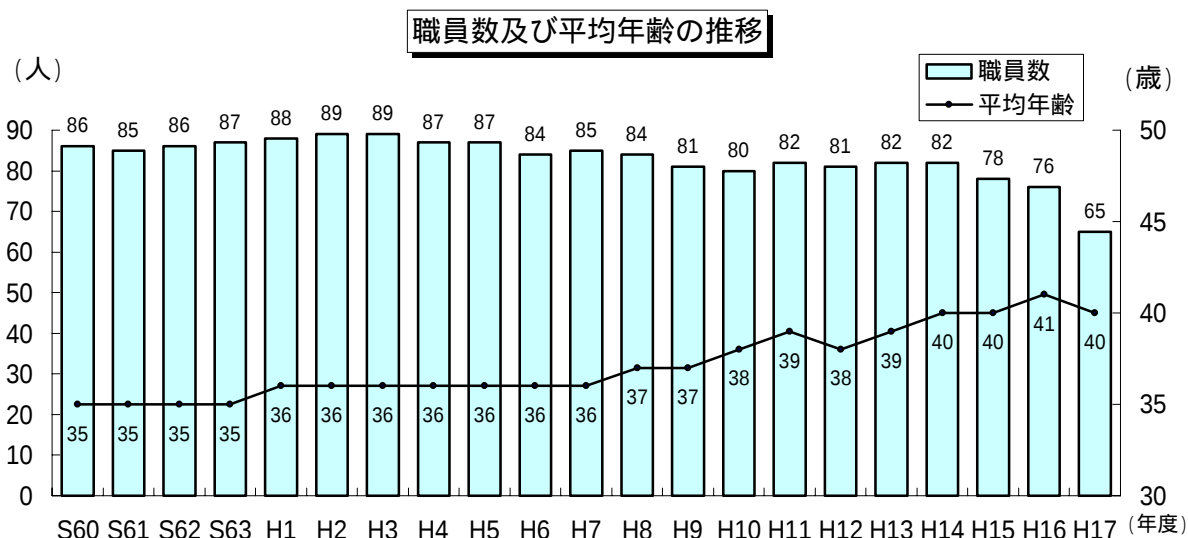
また、管理職会議、係長会議等、政策調整会議の存在意義を再確認し充実するとともに、従来の縦割り組織では対応しきれない横断的な行政課題に効率的に対応するため、今後も必要に応じてプロジェクトチームや検討委員会を編成し、企画調整の強化を図ります。

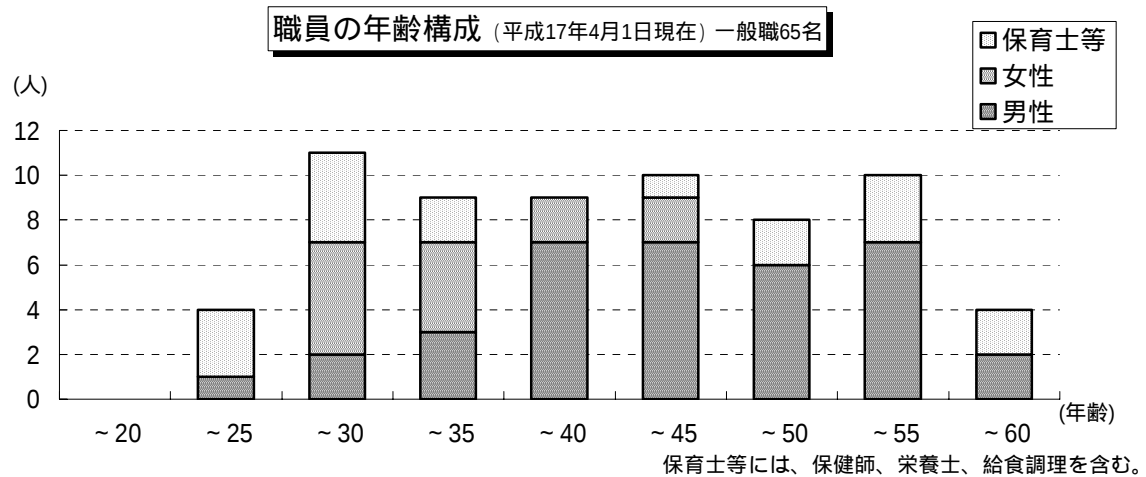
2．職員定数の適正化

地方分権社会の到来や多様化する住民ニーズへの対応から、行政職員の充実が求められる一方で、厳しい財政状況を背景に人件費の削減が課題となっています。

大桑村においては、今までも組織機構の見直しや民間委託、OA化などを積極的に推進し、退職勧奨制度の導入や採用抑制により、職員定数の削減に向けて努力してきましたが、その一方で、新たな行政需要への対応不足や、いびつな年齢構成による組織運営の安定性・継続性への不安等が懸念されるところです。

今後求められる多様な行政需要に、限られた人員で機動的・弾力的に対処していくため、組織・機構の横断の見直しを行い、業務の簡素化、効率化、民間委託等を推進し、中長期的な定員管理計画の策定とその弾力的な運用により、少数精鋭を基本に、適正な定員管理に努めます。





部 門	大 桑 村	類 似 団 体	比 較
議 会	1	1.57	0.57
総 務	14	17.41	3.41
税 務	3	3.65	0.65
民 生	17	15.96	1.04
衛 生	7	5.59	1.41
労 働	0	0.02	0.02
農林水産	7	6.57	0.43
商 工	0	1.47	1.47
土 木	3	4.61	1.61
消 防	0	0.37	0.37
教 育	7	12.57	5.57
合 計	59	69.80	10.80

(人)

類似団体：
全国の市町村を人口や産業構造で類型化したもので、「大桑村と同規模の団体」を意味する。

企業会計の人数は除く。

(公営企業等 6)

3 . 職員給与の適正化

人件費は、経常的な経費のなかでも大きなウエイトを占めるため、給与管理については定員管理とともに慎重に行う必要があります。

職員給与は、社会経済情勢を反映して行われる国の人事院勧告に準じて、村の条例で定められていますが、これは基本的に住民の理解のもとで適正に運用されることが必要です。

人事院勧告に沿った国の制度に準拠する事を原則として、次の事項に留意し、基本給、諸手当などの制度管理を行います。

- (1)基本給は職務給の原則を維持し、職務と責任に応じた給料表の適正な管理に努めます。
- (2) 諸手当は従来どおり国の制度に準拠する事を原則とし、本村の実態に即したものとします。また、退職手当については、今後とも国の制度に準拠することを基本とします。
- (3) 職員の給与については、住民の理解が得られるよう今後とも定期的に公表します。

4 . 職員の意識改革と資質の向上

行政職員には、住民に身近な行政サービスの担い手として、高度化する住民ニーズに即応し、的確に対応する行政能力が求められています。さらに、自立のむらづくりに求められるのは、「与えられた仕事をそつなくこなすだけの職員」ではなく、社会経済情勢の変化を的確に捉え「常に問題意識を持って事務・事業を改善できる職員」さらには「組織の運営・体質を変革できる人材」です。

職員の能力開発・人材育成と併せ、自立のむらづくりに向けて意識改革を図るための体制づくりを推進していきます。

(1) 接遇と行政サービスの向上

行政の縦割り主義的な意識を是正し、「親切・丁寧・迅速」を基本とし、全体の奉仕者として、住民の立場に立った適切な接遇の徹底を図ります。

また、行政サービスの向上を図る上で、行政のO A化、情報化は極めて有効な方策です。高度化された情報通信技術を積極的に取り入れ、情報の取扱いに関するセキュリティに十分配慮しつつ、行政情報の電子化とその総合的利用、事務事業のシステム化・ネットワーク化に積極的に取り組むために職員の能力を高め、各種事務手続きの簡素化、迅速化を進めます。

(2) 地方分権の進展と責任分野の拡大

地方自治体自らの判断と責任による行政執行が求められる地方分権の時代を迎え、職員一人ひとりの能力の総合である行政組織の力量と地域の民力が問われ、それらの発揮の如何によっては地方自治体間でまちづくりの進展に格差が生じる時代だと言われています。

これからの職員には、地域に密着した質の高い行政サービスの展開と合わせて、企画・立案、実施、評価の一貫処理など、これまで以上に拡大する自治の責任分野に対応していく能力が必要です。地方自治体における自らの役割をいま一度見つめ直し、それぞれの役割を的確に果していけるよう、行政のプロとして分権型社会に即応した行政実務能力を高めていきます。

(3) 少子・高齢社会と住民意識の多様化

少子・高齢社会の急速な進行は、地方自治体がこれまで行ってきた施策の領域やサービス内容に質的变化をもたらし、今後の地域社会における子育てや介護をめぐる社会的な取り組みや地域コミュニティにおいても大きな影響を及ぼすことが予想されます。

生活意識や価値観の変化に伴い、住民ニーズが多様化・高度化する傾向にある中で、内外の社会情勢の変化を敏感にとらえ、新たな行政課題に挑戦する気概と行動力の維持、向上を図ります。

(4) 行財政改革と総合計画の推進

厳しい財政状況の下で健全な財政運営を堅持するため、行財政改革を積極的に推進していく必要があります。また、第4次大桑村総合計画に示された多様な施策を着実に実行していくため、限られた財源と職員の能力が最大限生かされた効率的な行財政のシステムづくりが急務であり、職員一人ひとりの資質向上と長期的視野に立った能力開発に向け、全庁的な取り組みが求められています。

施策の実施にあたっては、社会経済情勢の変化に機敏に対応しつつ、費用対効果を十分検討し、コスト意識に根ざした確かな経営感覚を持って、効果的・効率的に実施しようとする意識の高揚を図ります。

(5) 村民と協働する地域づくりの実践

これからは、地域をはじめ各種公益法人やNPO、ボランティアの協力や民間活力の参画を得ながら、住民と行政が協力し合い、一体となって「協働のむらづくり」を進めていく必要があります。

行動力と対人折衝能力、説明責任充足能力を有し、各種団体との連携、調整を円滑に行い、広い人的ネットワークの中で最新の情報と知識を収集し、柔軟な発想で事業を企画できる人材の育成に努めます。

5. 公共施設の整備と管理運営

公共施設の建設・整備にあたっては、国県補助金や、交付税措置のある有利な起債を活用しつつ、費用対効果と建設後の維持管理経費に十分配慮し、計画段階からの住民参画のもと、住民ニーズに基づく適正な規模の施設整備を実施します。

また、利用度の低い既存施設については活用方法の見直しや、整理・廃止を検討します。

管理運営に関しては、指定管理者制度を導入すると共に、「協働のむらづくり」の理念のもと、地域やボランティアなど住民の力を十分に活用できるような管理体制を検討します。

指定管理者制度：出資法人や公共団体、公共的団体に限定されていた公の施設の管理運営受託が、地方自治法の改正により、指定管理者として民間事業者等も管理を代行できるようになった。

6. 議会議員定数の適正化

議会は住民の代表として行政をチェックし、住民の意思を行政に反映するための重要な機能を担っていることから、財政危機のみを理由に安易に議員定数を削減するのではなく、地域自治組織のあり方等と併せて、今後総合的に検討すべき課題です。

議会議員の定数は、市町村の人口規模に応じて定められた上限の範囲内で、議会議員自らの判断によって村条例で定められていますが、社会情勢や近隣町村の状況を勘案し、議会の活性化と少数精鋭を基本として、自立のむらづくりに相応しい定数となるよう検討が必要です。

7. 行政委員、審議会等の見直し

専門知識の導入、公正の確保、住民意思の反映など、公正かつ効果的な行政を執行するために、各種委員会や審議会などの果たす役割は重要ですが、それは大桑村の規模や特性に見合った適正規模の組織でなければなりません。

社会情勢の変化の中で、それぞれの委員会、審議会等の果たしている役割などを再点検し、必要に応じて定数の見直しや組織の整理合理化を図るとともに、公募委員や青年・女性委員の登用拡大など、組織の活性化に努めます。

8 . 議員・委員等報酬の適正化

特別職、議会議員、委員等の報酬額は、特別職報酬等審議会において審議され、村条例で定められています。

特別職報酬等審議会においては、社会情勢や近隣町村の状況等を考慮し、適正な報酬額について十分に検討されること、また、条例制定にあたっては、村の置かれている状況を十分に踏まえた、議会の適切な判断が必要です。

9 . 広域行政、広域連携のあり方

多様化する住民ニーズ、地方分権の進展による専門化や高度化に適切に対応していくためには、国—県—市町村といった垂直的なつながりのみに依存するのではなく、生活圏を共有する近隣町村との水平的なつながりによる広域的な連携が有効です。

大桑村が目指すのは「自立」であり、「孤立」ではありません。国・地方とも非常に厳しい財政状況の下においては、各町村で共通し、重複するような経費は広域的な対応によってできる限り節約し、効率化を図りながら質の高い住民サービスを提供していくことが必要です。

木曽郡では平成11年度に「木曽広域連合」が発足し、ごみ処理、救急業務、介護保険事業、情報化、観光事業など、それぞれの町村が共同で行った方が効率的な業務や、木曽全体の課題として取り組むべき事業を行ってきており、一定の成果を上げてきました。

今後はこれら広域行政の充実を図りつつも、各町村の厳しい財政状況を踏まえ、木曽郡内外の町村合併による新たな枠組みの中で、業務内容の見直しや民間委託等、積極的に業務改革を推進するよう、町村負担金の削減に向けて働きかけることが必要です。

10 . 補助・交付金等の見直し

既得権化されつつある各種団体への補助金、負担金、交付金については、行政の責任領域、経費負担のあり方、行政効果などを精査のうえ、従前の制度や慣習にとらわれることなく、終期の設定や不断の見直しを図り、交付総額の抑制に努めます。また、これら諸団体の自主運営化を促進します。

11 . 第三セクターの体質改善

公の施設でありながら、宿泊・販売等、収益事業を伴う2施設（株）あてら、（株）地場産業振興センター）について、民間の活力と効率的な運営を進めるために村内民間団体等の協力を得て、管理運営のための第三セクターを組織しています。

より民間活力が発揮され村内産業の発展に寄与できるよう、体質の改善・強化を図ります。

1 2 . 民間委託の推進

地方分権の進展や、住民ニーズの多様化による事務事業の複雑化、高度化が進む一方で、これに対応するための職員増や財源投入には限界があります。

直営による業務の運営効果を検証し、サービス水準の維持または向上を前提に、民間等への委託により総体的な経費の節減が図られる業務については、民間委託を積極的に推進します。

また、行政委嘱委員の事務委託料は削減し、協働のむらづくりの観点から今後のあり方を検討します。

1 3 . 公営企業会計の健全化

機動的・弾力的に業務に対処できるよう、組織・機構を横断的に見直し、企業会計全体の人件費を抑制します。

簡易水道事業は、過疎化に伴う料金収入の減少等により、厳しい経営となることが見込まれますが、施設管理業務の民間委託や水道料金の見直し等を図り、従来どおり独立採算の原則のもとで健全経営に努めます。

農業集落排水事業及び公共下水道事業については、施設建設に係る公債費負担が重く、一般会計からの繰入はやむを得ない状況ですが、下水道料金の段階的見直し等、受益者負担のあり方を基本的に見直し、繰入額の抑制と経営の安定化を図ります。

1 4 . 情報化・OA化の推進

高度化された情報通信技術を積極的に取り入れ、情報の取扱いに関するセキュリティに十分配慮しつつ、行政情報の電子化とその総合的利用、事務事業のシステム化・ネットワーク化に積極的に取り組み、各種事務の効率化、迅速化を進めます。

1 5 . 事務・事業の見直し

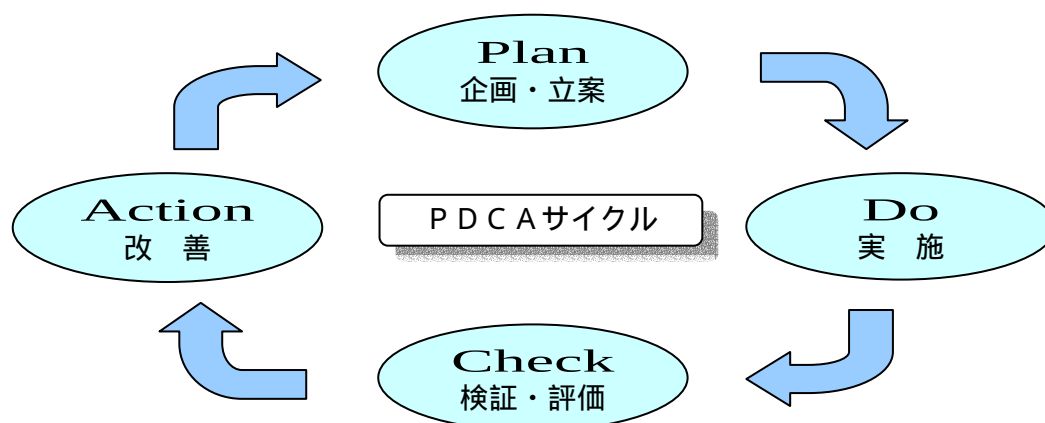
事務事業全体にわたり、行政効率、費用対効果などを精査・検証し、廃止を含めた抜本的な見直しを図ります。また、協働のむらづくりの観点から、行政の責任領域と経費負担のあり方を検討し、公助から自助・共助への転換を促進することにより、行政経費の削減を図ります。

個々の事務事業の今後のあり方については、むらづくり推進委員会での検討結果も踏まえて「自立プラン」に示し、計画的に実施します。

1 6 . 行政評価制度の導入

今までの行政は、事業の計画(Plan)や予算の獲得・執行(Do)までに重きが置かれてきました。しかし、昨今の激しい社会情勢の変化や、住民ニーズの多様化・複雑化に伴い、当初は有効だった施策がいつまでも有効であるという保証は無くなってきています。全ての事務事業について、目指す効果が今も現れているか、住民が今も望んでいる施策か、もっと効率的な方法はないかなど、常に検証・評価(Check)し、着実に改善(Action)していくシステムづくりが必要です。

行政評価制度を導入し、「計画」→「実施」の繰り返しであった行政のサイクルに、「評価」「改善」を取り入れ、この流れを確実に循環させるしくみを構築します。



行政評価制度（事務事業評価）の目的

（１）事務事業の見直し

個々の事務事業を成果の観点から客観的に検証し、手法の改善を図り、効果・効率的な行政運営につなげます。また、不要・不急あるいは効果の小さい事務事業を明確にし、整理合理化や廃止等により、事業費の削減を図ります。

（２）説明責任と住民参加

評価の過程で、事務事業の目的、内容、達成度などをわかりやすく示し、住民に対する説明責任を果たします。これにより、行政活動に対する住民の理解や検証を容易にし、行政情報の共有化を図り、住民参画の基盤を整えます。

（３）職員の意識改革

事務事業の目的や位置付け、効果や効率性を職員全体に絶えず意識させ、目標達成意識や人件費を含めたコスト意識を浸透させます。



第2章 財政基盤の確立

自立のむらづくりの前提となる健全な財政運営を継続するためには、行政改革による行政経費全般の徹底的な節減と同時に、計画的な財政運営のもとで安定した財源を確保し、確実な財政基盤を築いていくことが重要です。

1. 自主財源の確保

(1) 村税・各種料金の徴収

税をはじめ、上下水道料など各種料金の滞納は、負担の公平性の観点からも放置できない問題であり、また、滞納整理業務には、職員の人件費をはじめ、余計な行政経費を要します。景気の低迷や企業倒産、失業などによる滞納者の厳しい状況は理解しつつも、適切な納付指導により滞納額の解消に努めます。

(2) 公共料金の見直し

各種使用料・手数料などの受益者負担は、事務費や施設管理に要する経費を基礎として、社会情勢に十分配慮しながら、随時、適正な料金改定を行う必要があります。「負担公平の原則」「受益者負担の原則」に基づき、実費負担の適正化を図ります。

(3) 村有財産の有効活用

土地・建物など、村有財産の活用状況を精査し、必要に応じて遊休地及び施設の売却、交換、譲渡、貸付など、その有効活用を図ります。

(4) 新たな財源の検討

地方交付税や自主財源の減少とともに、更なる少子高齢社会に向けた財政需要の増大に備え、地方分権の権限を生かし、自主財源の拡充に向けて、税目や税率の見直しをはじめ、新たな財源を模索する必要があります。

また、国・県からの助成金増額に向けた一層の努力と、新たな助成金を得られるような村独自の事業計画の立案を検討します。

2. 的確な財政分析と財政計画

健全な財政運営は、自立のむらづくりにおける重要な前提条件です。

社会情勢が刻々と変化する中で、特に当村のように自主財源に乏しい小規模な村の財政は、地方交付税や補助金など、国や県の政策に大きく左右されるのが現状です。

そうした中でも、当村を取り巻く情勢、国や県の動向を的確にとらえ、行政改革の進捗状況を踏まえながら財政計画を策定し、中長期的な視野で計画的に健全な財政運営を堅持していくことが重要です。

財政計画は、地方財政状況調査やバランスシートなどによる的確な財政分析の上に立ち、社会・経済情勢が刻々と変化する中で、時代に即した現実的なものでなければならぬため、毎年度これを見直し、常に適正な数値に修正していきます。



第3章 協働のむらづくり

1. 協働のむらづくり

「活力あるむら」「暮らしやすいむら」「魅力あるむら」をつくることは私たちの共通の願いです。むらづくりには、仕事のこと、生活のこと、福祉のこと、環境のこと、安全のこと、教育のことなど、様々な面での取組が必要です。また、施設をつくったり、必要なサービスを提供したり、様々な人が一緒にむらづくりを進める仕組みを考えたり、そのための人や心を育てることも必要です。さらに、むらの歴史や個性的資源、これまでのむらづくりへの努力や想いを踏まえ、次世代の暮らしに想いをはせることも欠かせません。むらづくりとは、将来にわたる私たちの暮らしを、私たちが一緒になってつくっていくことです。

本来、ここに生きる住民全員がむらづくりの当事者です。住民も、企業も、行政も、それぞれの関わり方でむらづくりに関与してきましたが、その中でも公益的な部分に関わることは行政が担当すべきという考え方が一般的でした。しかし、社会情勢の変化に伴い、次のことが注目されるようになってきています。

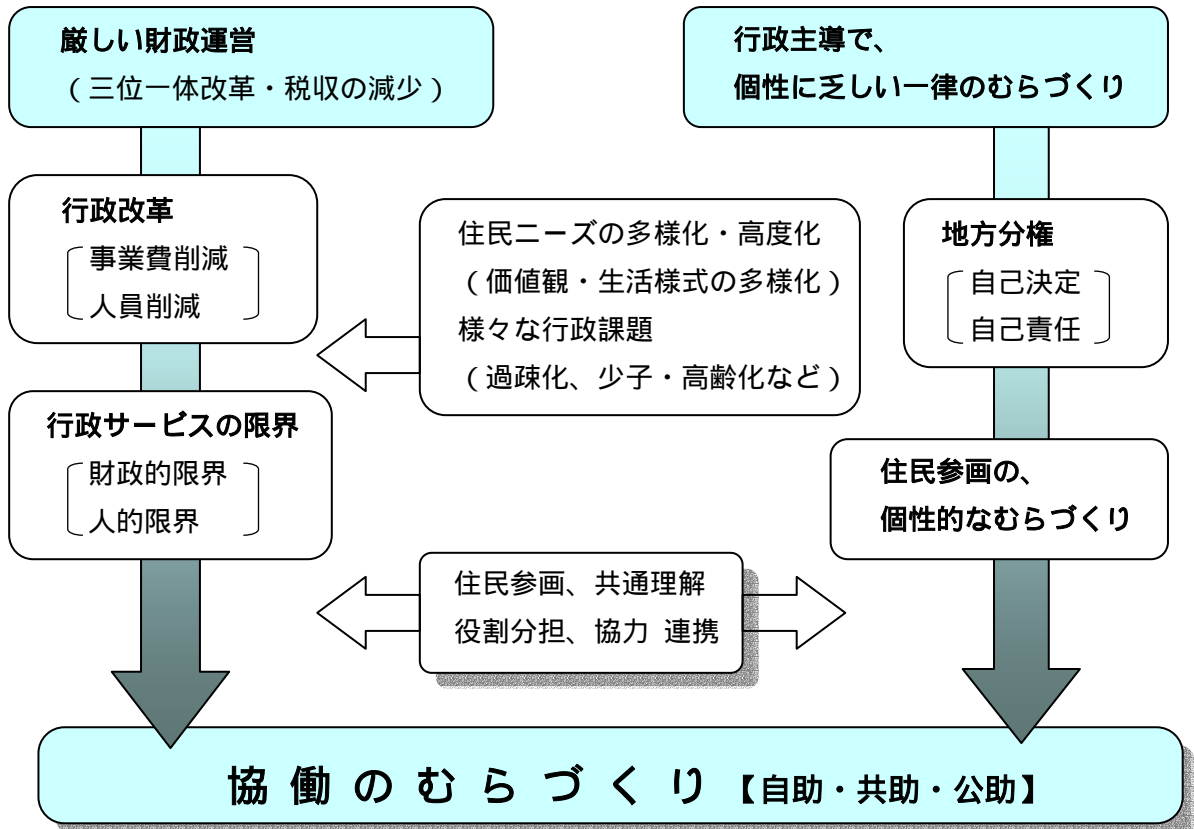
- (1) 様々な地域活動や、ボランティア活動など、住民による自主的で公益的な活動が大きく展開しています。住民は地域社会の一員であることを自覚し、また心の豊かさ、人と人との触れ合い、そして自己実現や生きがいを求めて、地域・福祉・環境・教育・交流など、様々な分野で活躍しています。自発性・独創性・柔軟性・先駆性などの特性を持つそれらの住民公益活動は地域社会での新たな公共サービスの担い手として認められてきています。
- (2) 事業者においても、公益を志向した積極的な社会貢献活動を展開しています。
- (3) 特定非営利活動促進法（NPO法）に見られるように、行政もそれらの公益的な活動を積極的に評価し、支援する環境を整えようとしています。

それぞれの主体がその特性に基づき、互いに対等の立場に立って連携し、創造的な結果を産み出していくことを「協働」と呼ぶようになりました。これらの一連の動きは、住民を主人公としたむらづくりにおいて、豊かな可能性を秘めているように思われます。

このような動きの背景には、今日の社会が少子高齢化・環境・教育など様々な問題を抱えており、同時に人々のニーズも個別化・多様化・複雑化している中で、これらの問題やニーズの全てに、行政だけが対応することには限界があるという認識があります。また、地方分権の進展の中で地方自治体の権限が拡大し、地域の特性や資源を活かした、独自の判断による政策形成が求められています。そのためにも協働の仕組みが重要になってきているのです。

もちろん、全てのむらづくりの活動が協働で進められるべきであるというわけではありません。住民や事業者の自己責任において行われるべき部分もあれば、行政の責任において進められるべき部分もあるでしょう。しかし、現在でも公益的な部分について協働と呼べる取組が進められており、それが私たちの社会やむらをつくっていく際の、大きな力になるのではないかということです。それを大きく育てていくことは、これからの私たちの暮らしにとって非常に重要なことと考えます。

これからのむらづくりには、住民一人ひとりが積極的に社会に参加することが必要不可欠です。住民、地域、住民公益活動団体、事業者、行政が、それぞれの良いところを出し合い、互いに刺激を受けて更に良い結果を生み出していく「協働のむらづくり」を、自立のむらづくりの重要なキーワードとします。



2. 協働のむらづくりに向けて

行政が自ら公共・公益的なサービスの全てを提供するという発想ではなく、これからは、どうすれば住民の力が発揮できるか、地域組織やNPO、企業等と協働していけるかを考えていく必要があります。

それぞれが互いに心を合わせ、力を出し合い、助け合いながら「汗を流していける」環境の整備が必要です。これからの行政には、住民と同じ目線で協働していく姿勢をもって、情報を積極的に提供し、それぞれの優れた英知や技能を受け入れ、生かしながら、住民活動が行いやすい基盤整備などの支援的役割を担っていくことが求められます。

また、むらづくりの主体自体も、公共・公益の領域を継続して担うことができるよう自立化を図るとともに、それぞれの特性や違いを認めて他の主体と協働し、共に学び育っていこうとする姿勢が必要です。

このような取り組みを続けることにより、住民と行政が相互に補完しあいながら自治力と行政力を高め、豊かな大桑村が創造されていくことを期待します。

こうした理念に基づき、多様なニーズに対して質の高い適切なサービスを提供するために、住民と行政が互いに自己変革しながら協働のむらづくりを推進していきます。

3．住民参加と情報の共有

近年、ディスクロージャー（情報開示）が企業の責任としてとらえられているように、行政の説明責任（アカウンタビリティ）は民主主義社会を構成する基本的な要素といえます。

住民参加による協働のむらづくりを進めるためには、行政が持っている情報や考えを住民に提供し、行政と住民が情報を共有し、共通の認識をもったうえで様々な事業の計画段階から住民が参画し、行政と一緒に考えていける体制づくりが必要です。

そのために行政は、正確な情報をわかりやすく住民に伝えるための工夫が常に必要であり、一方で住民には、むらづくりの当事者として、それらの情報を吸収し、理解しようとする姿勢が求められます。

4．ボランティア・NPO等の育成・支援

ボランティア団体、NPO、企業や事業者などが主体となって行う社会貢献活動は、それらの主体が自発的に、自らの価値観によって非営利の社会サービス活動を行うものです。これらの活動が、それぞれの主体の特性を活かし、住民へのきめ細かいサービス提供や互助・共助による自治活動を進めることは、大桑村全体としての豊かさを向上させるものであり、自立のむらづくりに大きく貢献するものと期待されます。

「協働のむらづくり」における、公的サービスの新たな担い手として、これらの組織の立ち上げを促進し、活動が行いやすい環境づくりに取り組みます。

NPO：Non-Profit Organization ～ 社会貢献活動を行う「民間非営利組織」の総称

5．地域自治組織

（１）地域自治組織とは

一般的には「自治会」「町内会」などと呼ばれる地縁によるコミュニティー団体で、地域の生活環境における課題解決をその活動目的としています。地域のことは地域で決め、自らが責任を持って行動する「自己決定・自己責任」を実践する自治組織です。

（２）地域自治組織の現状

村内の各地域自治組織は、地域の実情や住民ニーズによって、長い歴史の中で自主的に形成されてきた組織であることから、「親睦会」「組」「区」など、村内でも呼称が統一されておらず、その組織形態や役員体制も様々で、活動内容にも地域の特色がみられます。

都市部では未加入者の増加が課題となっていますが、大桑村ではほぼ全ての村民がこれらの組織に属しています。これは小規模町村の特色であり長所として、これからの自立のむらづくり、大桑村の活性化への様々な可能性を秘めているように思われます。

大桑村の地域自治組織

(平成17年度)

行 政 区					現 状 の 地 域 自 治 組 織			公 民 館			
	地 区 名	世 帯 数	回 覧 数	組 織 の 名 称	代 表 者	地 域 組 織	分 館 名	世 帯 数			
1	上 郷	13	4	上 郷 親 睦 会	親 睦 会 長	須原親睦会	上 郷	13			
2	上 町 上	46	5	上 町 上 親 睦 会	親 睦 会 長		須 原	210			
3	上 町 下	31	4	上 町 下 親 睦 会	親 睦 会 長						
4	本 町	30	6	本 町 親 睦 会	親 睦 会 長						
5	越 坂	23	3	越 坂 親 睦 会	親 睦 会 長						
6	仲 町	15	2	仲 町 親 睦 会	親 睦 会 長						
7	茶 屋 町	24	3	茶 屋 町 親 睦 会	親 睦 会 長						
8	門 前 上	32	5	門 前 上 親 睦 会	親 睦 会 長						
9	門 前 下	25	5	門 前 下 親 睦 会	親 睦 会 長						
10	和 村 上	42	8	和 村 上 組	組 長	和 村 組			和 村	71	
11	和 村 下	40	6	和 村 下 組	組 長	伊奈川親睦会	伊 奈 川	41			
12	下 条	11	4	下 条 組	駐 在 員						
13	大 野	16	4	大 野 組	駐 在 員						
14	田 光	15	2	田 光 組	駐 在 員						
	小 計	363	61	14				335			
1	橋 場	37	5	橋 場 親 睦 会	親 睦 会 長		橋 場	38			
2	大 島	36	4	大 島 親 睦 会	親 睦 会 長			大 島	56		
		25	4								
3	東 上	47	5	東 組	駐 在 員		東	87			
4	東 下	32	5								
5	東 外 向	11	3								
6	中	44	5	中 組	組 長		中	44			
7	西	62	6	西 組	駐 在 員		西	61			
8	弓 矢 上	53	8	弓 矢 組	組 長		弓 矢	105			
9	弓 矢 下	56	6								
10	下 落	28	4	下 落 組	組 長		殿	102			
11	小 川	17	3	小 川 組	組 長						
12	殿 中	22	2	殿 中 組	組 長						
13	殿 下	43	4	殿 下 組	組 長						
	小 計	513	64	10				493			
1	上 在 郷	28	5	上 在 区	区 長	野尻区長会	野 尻	367			
2	野尻上町上	38	4	上 町 上 区	区 長						
3	野尻上町下	42	3	上 町 下 区	区 長						
4	旭 町	42	5	旭 町 区	区 長						
5	本 町 1	24	4	本 町 1 区	区 長						
6	本 町 2	22	4	本 町 2 区	区 長						
7	横 町	30	4	横 町 区	区 長						
8	新 田 1	39	5	新 田 1 区	区 長						
9	新 田 2	18	2	新 田 2 区	区 長						
10	新 田 3	23	4	新 田 3 区	区 長						
11	新 田 4	45	5	新 田 4 区	区 長						
12	新 田 5	42	5	新 田 5 区	区 長						
13	下 在 1 上	32	3	下 在 1 区	区 長		下 在	196			
14	下 在 1 下	53	5								
15	下 在 2	43	6						下 在 2 区	区 長	
16	下 在 3	57	6						下 在 3 区	区 長	
17	下 在 4	19	3	下 在 4 区	区 長		野 尻 向	88			
18	川 向	59	7	川 向 区	区 長						
19	阿 寺	35	4	阿 寺 区	区 長						
	小 計	691	84	18				651			
46	合 計	1,567	209	42				1,479			

（３）地域自治組織の一般的な機能

一般的には次のような機能を持ち、各地域の実情に合わせて、分館やＰＴＡなどの他団体と連携しながら様々な活動を展開しています。

- 調整・代表機能（地域課題の解決・意見調整、地域外交渉の窓口など）
- 親睦機能（住民相互の連絡、レクリエーション、納涼会、慶弔など）
- 環境整備機能（防犯灯・道路・公園・ごみ集積所・集会所の管理、町内清掃など）
- 共同防衛機能（防災、防火、防犯、交通安全など）
- 地域文化機能（祭礼、どんど焼き、地域文化の保存・創造など）
- 地域福祉機能（独居高齢者訪問、青少年健全育成、子育て支援など）
- 生涯学習機能（地域活動の学習会、趣味の講座・サークルなど）
- 行政補助機能（広報など各種行政連絡の伝達、募金、委嘱委員の選出など）
- 団体要望機能（行政への要望集約、行政懇談会など）

（４）地域自治組織に期待されるもの

住民主体の魅力あるむらづくりの推進にあたり、これからの地域組織には特に次のような役割が期待されています。

共助の受け皿

地域自治組織を基盤とした、組織的な共助活動の展開が求められています。

地域の活性化

地域の特性を生かしながら、住民の参画によって行われる様々な地域活動の展開に期待します。各地域組織の活性化が「みんなが主役の、活力ある大桑村」を形成し、村全体の活性化につながっていくと考えられます。

住民と行政の架け橋

地域から行政へ、行政から地域へ、互いの要望や課題などを伝え検討し合う機関として、また、事業計画段階からの住民参画の基盤組織としての機能が期待されます。

（５）地域自治組織のあり方

あくまで「地域住民による自治組織」であり、基本的には行政がそのあり方を検討すべき立場にはないと考えられます。

しかし「協働のむらづくり」の観点からも地域住民と行政の円滑な連携が求められており、自立のむらづくりを推進するための行政の重要なパートナーとして、地域自治組織の充実が必要であると思われるため、住民と行政職員による検討委員会を設置し、大桑村における地域自治組織のあり方を総合的に検討します。



第4章 地域の活性化

1. 景観保全と環境整備

豊かで恵まれた自然の保全と調和のとれた生活環境、景観の形成に努めます。

地域ぐるみの環境美化運動や景観整備事業を推進します。

地域住民や関係機関と連携し、ごみ不法投棄の指導監視を強化します。

リサイクル運動を推進し、ごみゼロに向けた環境美化運動を推進します。

2. 体験と交流のふるさと

豊かな自然や文化と農・林・工業など地場産業を有機的に結合した、ふるさと志向、自然体験志向に対応した交流活動を推進し、訪れてみたい村づくりを進めます。

ひのきを奏でる里づくり事業を展開し、新しい文化を創造するとともに、木を活用した体験交流活動を推進します。

「大桑村の達人」等の匠の技術を活用し、広く村内外の人々と関わり、体験と交流のふるさとづくりを推進します。

豊かな自然環境で都市住民に安らぎを提供し、幅広い交流を大切にして、開かれたむらをつくります。

広域連合等が推進する木曽川下流地域都市との交流や民間による交流活動を支援し、各方面との友好関係の構築に努めます。

3. 地域産業の活性化

共同機械の導入や委託作業等低コスト農業を推進し、農地と環境の保全を図り、農業後継者の育成に努めます。

地産地消農業を推進します。

観光と連携した農業の展開、農家活動、グリーンツーリズムについて検討します。

森林施策を推進し、「きそひのき」の生産と高付加価値化、銘柄化を推進します。

木材関連産業の共同化、協業化、業務提携を支援します。

企業誘致のための環境を整え、IT等の活用による全国規模での誘致活動の展開により新たな企業の誘致に努めます。

企業に対する公的支援制度の活用や商工会の機能強化に努め、起業家の育成や地域産業の活性化を支援します。

シルバーパワーの活用を含め、新たな起業やNPO法人の設立など、民間による新たな事業展開がしやすい環境づくりに努めます。

4 . 健康で安心して暮らせる村

「自分の健康は自分で守る」を基本に、スポーツに親しみ、健康を維持増進する「健康立村」を推進します。

高齢者・障がい者及び児童をはじめ全ての住民が安心して快適に生活できるように、それぞれの状況に応じたケアや支援が可能となるよう、総合的かつ一体的な福祉サービスの展開を図り、思いやりのある地域の形成に努めます。

民間福祉施設を誘致し、福祉の充実と地域の雇用促進に努めます。

地域防災計画の見直しを図るとともに、計画の周知に努めます。

防火防犯組合等関係機関と連携を図り、防災体制の整備に努めます。

地域ぐるみの防犯意識の高揚に努めます。

コミュニティー施設の整備を進め、地域住民の連帯意識の高揚と自主的活動を推進し、地域社会の活性化を推進します。

5 . 定住化、過疎・少子化対策

ＵＩターン者や核家族化による住宅需要に応え、空き家や遊休地の活用を図るため、不動産情報を積極的に収集・提供し、不動産流動を促進します。

未婚者への結婚相談体制を一層充実するとともに、子育て支援環境の充実に努めます。

企業や各種事業所の協力のもと、地元雇用の促進に努めます。

6 . 文化、教育環境の充実

伝統的な祭り、行事、技術などの伝承や、貴重な文化財の保存に努めます。

地域の特性を活かした総合的な学習を推進するとともに、保育所、学校、家庭、地域が一体となって、郷土愛をもった健全な大桑っ子を育てます。

学習やスポーツ環境の整備に努め、自主的な生涯学習・生涯スポーツ活動を支援します。

7 . 情報化と交通対策

ＣＡＴＶの導入により、地上波デジタル放送への対応を図り、テレビの難視聴地域の解消に努めるとともに、防災・医療及び福祉等の分野と連携し総合的な利用に努めます。

ＣＡＴＶによる情報ネットワークを構築し、情報化社会、ＩＴ社会の利便性を享受できる、情報格差のない地域社会づくりを推進します。

木曽川右岸道路の早期建設を関係機関へ要望します。

中央西線輸送強化期成同盟会と一体となり、ＪＲ列車の増発等、利便性の向上を関係機関へ要望します。

「くわちゃんバス」の、より利用しやすい運行に努めます。

第 3 編 自 立 プ ラ ン

～ 自立のむらづくりに向けた具体的な取り組み～

1 . 組織機構の見直し

(1) 行政組織

住民サービスの向上と業務の効率化を図るため、常に行政組織・機構を見直します。
必要に応じてプロジェクトチーム等を編成し、横断的に行政課題に取り組みます。

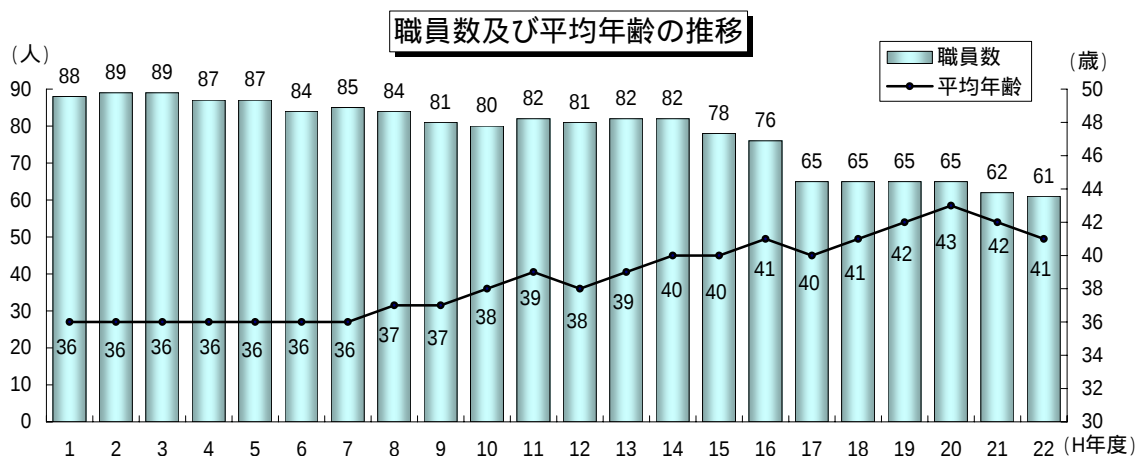
項 目	今 後 の 方 針	実施年度 (検 討 ○ 実施) →	17	18	19	20	21
行政組織の見直し	経済課と建設課を統合し、経済建設課とする。		○				
	庶務係と交通防災係を統合し、総務係とする。		○				
	農務係と商工観光係を統合し、農務商工係とする。		○				
	水道係と下水道係を統合し、上下水道係とする。			○			

(2) 職員定数

組織の見直し、業務の簡素・効率化や民間委託等を推進し、少数精鋭を基本とします。
年齢構成等に配慮し、採用抑制等により、計画的に適正な定員管理に努めます。

【職員数の削減】

平成 3 年のピーク時 89 人から、平成 17 年までに 24 人 (27 %) を純減しました。
更に今後 4 人を純減し、平成 22 年 4 月の職員数を 61 名 (31 %) とします。



(3) 議会・行政委員・審議会等

社会情勢や近隣町村の状況を勘案し、定数の見直しや組織の整理合理化を図ります。
公募委員や青年・女性委員の登用拡大など、組織の活性化に努めます。

項 目	今 後 の 方 針	実施年度 (検 討 ○ 実施) →	17	18	19	20	21
村議会議員	定数削減に向けて村議会で検討する。(現行 14 名)				○		
農業委員会	定数を削減する。(10 人 → 8 人)			○			
社会教育委員	同一の委員が兼務する。				○		
公民館運営審議会							
文化財調査委員会	統合し、「文化財調査・資料館運営委員会」とする。						
資料館運営委員会						○	

2 . 人件費の削減

(1) 報酬

議会議員、特別職、各種行政委員等の報酬は、特別職報酬等審議会の意見に基づき、社会情勢や近隣町村等の状況を考慮し、適正な額とします。

項 目	今 後 の 方 針	実施年度 (検討 ○ 実施) →	17	18	19	20	21
議員・特別職等報酬	特別職報酬等審議会の意見に基づき、議員・特別職の報酬単価及び非常勤特別職の報酬基準を見直す。		○				
審議会等出席報酬	村議会議員の審議会等出席(あて職)報酬を廃止する。		○				

(2) 給与

職員給与は、人事院勧告を基本に適正に管理します。
住民の理解が得られるよう、引き続き定期的に公表します。

項 目	今 後 の 方 針	実施年度 (検討 ○ 実施) →	17	18	19	20	21
給与体系の見直し	人事院勧告に基づき、平成18年度に給与構造改革を実施する。		○				
成績主義の運用	公正かつ客観的な人事評価システムの構築を検討する。						
時間外勤務の縮減	人件費総額の抑制と職員の健康管理の両面から、時間外勤務管理の徹底を図る。						
福利厚生費の縮減	職員互助会への交付金を、段階的に30%以上削減する。		○	○			

3 . 職員の意識改革と資質の向上

行政職員には、住民に身近な行政サービスの担い手として、高度化する住民ニーズに即応し、的確に対応する行政能力が求められています。
職員の能力開発・人材育成と併せ、自立のむらづくりに向けて、職員の意識改革を図るための体制づくりを推進します。

- ・ 適切な接遇と地域に密着した行政サービスの向上
- ・ 分権型社会に即応した企画力と行政実務能力の向上
- ・ 新たな行政課題に挑戦する気概と行動力の向上
- ・ 費用対効果に基づくコスト意識、経営感覚の向上
- ・ 協働のための調整能力、説明責任充足能力の向上

項 目	今 後 の 方 針	実施年度 (検討 ○ 実施) →	17	18	19	20	21
自己啓発の促進	情報提供等、職員の自主的・主体的な取り組みを支援する。		○				
職員研修の充実	職場研修・日常業務指導を徹底する。		○				
	市町村研修センター等、職場外研修機関を活用する。		○				
	県・市町村・民間企業との人事交流や職員派遣を実施する。		○				
行政評価制度の導入	費用対効果に基づくコスト意識や経営感覚を醸成する。		○				

4 . 民間委託の推進

(1) 民間委託の推進

サービス水準の維持・向上を前提として、委託により総体的な経費の節減が図られる業務については、積極的に民間企業等への業務委託を推進します。

項 目	今 後 の 方 針	実施年度 (検討 ○ 実施) →	17	18	19	20	21
国際交流事業	民間の参画による交流事業の運営を検討する。						○
のぞきど森林公園	施設の縮小や開園期間の見直しによる管理経費の縮減を図りつつ、引き続き施設管理の民間委託化を検討する。 県の「市町村コンシェルジュ」事業等を活用し、専門的見地から今後のあり方を検討する。						○
窓口業務	証明書等の発行業務を郵便局へ委託する。(須原地区)				○		
スポーツ公園管理	施設管理業務は、引き続き民間に委託する。 管理方法は、経費節減に向けて随時検討する。			○			
水道施設管理	施設管理業務を民間に委託する。			○			
下水道施設管理	施設管理業務は、引き続き民間に委託する。 管理業者の選定方法を検討し、委託経費の削減に努める。			○			

(2) 委託経費の削減

行政委嘱委員の事務委託料を削減します。
協働のむらづくりの観点から、今後の役職のあり方を検討します。

項 目	今 後 の 方 針	実施年度 (検討 ○ 実施) →	17	18	19	20	21
駐在員 (回覧文書等配布委託料)	委託単価基準を見直し、委託料を減額する。		○	○			
衛生組長 (事務委託料)			○	○			
保健補導員 (事務委託料)			○	○			
統計調査員 (統計調査委託料)				○			
農家組合長 (農業調査委託料)	特別な案件を除き、委託料を廃止する。			○			

(3) 指定管理者制度 の導入

多様化する住民ニーズに応え、より効果・効率的に公の施設の管理運営を行うため、指定管理者制度を導入し、民間の能力を活用しつつ住民サービスの向上を図ります。

項 目	今 後 の 方 針	17	18	19	20	21
老人デイサービスセンター	指定管理者制度の導入により、民間の能力を活用し、サービスの向上を図る。		○			
障がい者等共同作業訓練施設「くわっこ工房」			○			
阿寺農産物加工直売所「いなほ」			○			
木材工芸品等加工販売施設「木挽の里」			○			
木曽ふれあいの郷「フォレスパ木曽」			○			
特産物販売施設「木楽舎」			○			

平成15年、地方自治法の改正により、「管理委託制度」から「指定管理者制度」に変更。
自治体が指定した「指定管理者」は公の施設の利用許可等の権限が与えられ、利用料を収入とすることができる。

5 . 事務・事業の見直し

(1) 自助・共助の推進

住民や地域、各種団体等が自ら（または行政等と連携して）事業を推進します。
公共的施設の管理運営に関しては、協働のむらづくりの理念のもと、地域やボランティアなど住民の力を活用できるような体制を検討します。

項 目	今 後 の 方 針	実施年度 (検討 ○ 実施) →	17	18	19	20	21
ゴミの減量化	各家庭で、ごみ減量化やリサイクルの意識を高める。 各家庭の協力のもと、生ごみの分別収集等を導入する。 利便性を考慮し、リサイクルステーションの設置数と場所を検討する。			○			
資源物回収事業	地域活動を促進し、資源物回収登録団体の拡大に努める。 P T A による資源物回収は、環境教育の一環として継続する。 奨励金制度は、適正な交付額を随時検討しつつ継続する。		○				
不法投棄防止	住民の協力のもと、村全体で監視体制の整備強化に努める。 不法投棄防止パトロールを継続する。		○				
町内清掃等	環境美化・町内清掃は、各地域で自主的に実施する。 ボランティアによるごみ拾いには現行どおりごみ袋を支給する。		○				
敬老会	村主催で一堂に会する行事は廃止し、地域の特性を活かしなが ら各地域で敬老行事が開催されるよう、見直しを検討する。			○			
福祉ボランティア活動	社会福祉協議会や民生委員とともに住民意識の高揚を図る。		○				
いきいきサロン	自主運営の方向で、地域の支えあい活動の基盤となるよう行 政、社協ともに関わりながら継続する。		○				
献血	広報を充実させ、住民や企業等の協力のもとで実施する。		○				
ゴールデンシュエ運動	会の自主的活動を促進し、行政は側面的支援の方向で検討。			○			
景観保全	地域ぐるみで、地域に即した景観の保全に努める。		○				
花いっぱい運動	現行のとおり、老人クラブ等の協力のもとで実施する。		○				
公園管理	日常の維持管理は地域や使用者が行う。 老朽化し、利用頻度の低い遊具は撤去する。		○				
ゲートボール場管理	現行どおり、通常の維持管理は使用者が行う。		○				
総合防災訓練	消防団や防火防犯組合等の関係団体と連携し、より有意義な訓 練となるよう内容を見直しながら実施する。		○				
防火施設管理	地域、防火防犯組合、消防団と連携して行う。		○				
大桑村の達人	個人の技能や知識を社会に活かし、地域づくりを推進する。		○				
雇用対策	地域高校や企業等と連携し、地域雇用の促進を図る。		○				
村道等の除雪	除雪や融雪剤散布等、地域住民による自助・共助活動を促進。 独居高齢者宅の雪かきなど、地域等の助け合いが必要。 行政は、各地域の積雪状況の把握に努め、効率的に実施する。		○				
道路河川整備	集落内の維持作業は地域住民等による自助・共助を基本とし、 道路河川整備事業交付金は集落内の作業を交付対象外とする。			○			
農道維持管理	受益者による自助、共助を基本とする。 中山間地域直接支払い制度を活用し、地元で維持管理する。			○			
林道維持管理	受益者による自助・共助を基本とする。 行政も継続して維持管理を行う。			○			
のぞきど森林公園	引き続き、園内整備等のボランティア活動に期待する。		○				
地籍調査	高齢化等により山林の筆境不明箇所が増加し、調査の効率性が 低下している。土地所有者の境界確認の協力を願う。		○				
農業用施設維持管理	農業用水路等の維持管理は、自助・共助を基本とする。			○			
有害鳥獣駆除	受益者の努力・協力を基本に、国・県の援助を受けながら地域 環境整備を行うとともに駆除班員の確保に努める。		○				
登山道管理	ボランティアによる登山道整備の継続に期待する。		○				
商工関係イベント (森の里の秋まつり)	村内各団体の総力により充実を図り、地場産品・特産品開発、 商品の販路拡大、地元企業育成等のために積極的に対応する。			○			
下水道接続 浄化槽設置	水質環境保全のため、引き続き普及率の向上に努める。 行政は、下水道と浄化槽の経費負担の格差解消に努める。						

項 目	今 後 の 方 針	実施年度 (検討 ○ 実施) →	17	18	19	20	21
文化財保護	現行のとおり、所有者と行政によって保護に努める。 文化財保護事業補助金制度は、現行のとおり継続する。		○				
伝統芸能保存育成	伝統文化の継承のため、継続して努力されたい。 行政は、継続して支援する。		○				
子どもサポートクラブ	小学校の登下校・遊び・クラブ・学校行事等の支援活動に地域 住民が参加し、学校・保護者・地域が連携して児童を育てる。		○				
子ども釣場設置事業	現行のとおり、協議会組織で運営する。 地域ボランティアによる河川整備作業の継続に期待する。		○				
成人式	現行のとおり、村と実行委員会により実施する。		○				
生涯学習講座	引き続き自主運営化を促進すると共に、ボランティア講師の募集を検討する。各講座の現況を踏まえ、随時、内容の見直しを図る。		○				
公民館図書	「絵本の会」「本を読む会」等、ボランティアによる運営サポートに期待する。 村民の文化意識の向上のため、利用者増加の工夫を図る。		○				
大桑村の明日を語る集い	現行どおり、社会教育委員の主催により継続する。		○				
公民館研究集会	現行どおり、公民館の主催により、分館の協力体制のもとで継続する。		○				
分館対抗スポーツ大会	現行どおり、分館体育部の運営により継続する。		○				
各種団体によるスポーツ大会	現行どおり、各種団体の主催により実施する。		○				
ひのきを奏でる里づくり事業	組織の自主運営化を図り、更に活動の拡大を期待し、村の施策としても継続する。		○				
食生活改善推進協議会	自主的団体としての自覚を持ち、より主体的に活動できるよう努める。		○				
衛生組合	環境美化・ごみ減量・リサイクルを進めていくうえで重要な役割を担っているため、継続して組織・活動の充実、強化を図る。		○				
交通安全協会	住民主体で、組織・活動の充実を図る。		○				
防火防犯組合			○				
消防団	団員数の減少が課題。入団率の向上に努める。		○				
郷土の森林整備事業	会の自立を図り、行政の関与をなくす。		○				
林業振興会				○			

(2) 公助の継続

引き続き、行政が主導的に行います。

内容の充実や効果・効率的な運用に努めながら、現行のとおり継続します。

庁舎管理	訪問理美容サービス	次世代育成支援事業	中小企業制度資金
選挙(投・開票事務)	高齢・身障者外出支援	予防接種	県信用保証協会出捐金
議会報	配食サービス	乳幼児検診	奨学金(育英基金)
広報「おおくわ」	布団丸洗い	乳児訪問	遠距離通学定期券購入
村のホームページ	福祉用具貸与	母親教室・マタニティサロン	スクールバス
国内交流(北名古屋市)	中期入所利用者支援	離乳食教室	外国語指導助手(ALT)
行政懇談会	紙おむつ(介護)支給	2歳半虫歯予防教室	心の教室相談員
なんでも相談	介護保険	ブックスタート	スクールカウンセラー
緊急通報体制整備事業	地域包括支援センター	精神保健	いじめ等対策協議会
家族介護教室	介護予防・生活支援	保健センター管理	教員住宅管理
お元気訪問	福祉医療	高額医療費貸付	ちびっ子交流セミナー
お達者クラブ	35.40歳人間ドック	体験農園	社会教育指導員
高齢者体育祭	基本健康診査	村有林整備	分館運営・営繕交付金
運動指導事業	各種検診	民有林整備支援	集会施設整備事業補助金
介護予防訪問指導	健康教室	村営住宅管理	学校体育施設の開放
生活管理指導員派遣			など

(3) 補助・助成制度の見直し

過去の実績等を考慮し、費用対効果や業務効率化等の観点から実施方法を見直し、今後のあり方を検討します。

項 目	今 後 の 方 針	実施年度 (検討 ○ 実施) →	17	18	19	20	21
海ひこ山ひこ事業	海の家(日間賀島)利用補助金の補助単価を減額する。			○			
地域景観整備事業補助金	事業採択を精査し、運用を検討する。			○			
交通災害共済掛金補助	掛金補助対象者を見直し、縮小の方向で検討する。				○		
敬老年金	支給額の適正化を図る。			○			
介護用品支給事業	補助限度額を検討する。			○			
住宅改修支援事業	補助上限額を90万円とする。			○			
道路河川整備事業交付金	集落内の作業は自助・共助を基本とし、交付対象外とする。 集落外の区域(集落間道路等)の作業に対してのみ交付する。			○			
木造住宅新築等補助金	平成18年度から20年度までは補助単価を減額して制度を継続し、この間に今後のあり方を検討する。						○

(4) 各種団体等に対する補助・交付金等を見直し

行政の責任領域、経費負担のあり方などを精査し、従前の制度や慣習にとらわれることなく見直しを図り、交付総額を抑制します。

組織運営等に行政が関与してきた団体については、自主運営化を促進します。

項 目	今 後 の 方 針	実施年度 (検討 ○ 実施) →	17	18	19	20	21
老人クラブ(補助金)	補助金交付基準を見直し、活動状況に応じて交付する。			○			
袖山牧場(補助金)	牧場運営のあり方を検討し、補助金を見直す。						
商工会(助成金)	組織改革の動向を見ながら助成金を見直す。						
森林組合(交付金)	合併等の状況を踏まえ、交付金のあり方を検討する。				○		
林業振興会(助成金)	会の自立を図り、育成助成金を廃止する。				○		
蘇南高校地元町村協議会(負担金)	他校との公平性等を考慮し、負担金支出を取りやめる。 (組織は、情報・意見交換の場として継続する。)				○		
連合婦人会(交付金)	会の廃止に伴い、交付金を廃止する。				○		

■ 補助・交付金を、2ヶ年間(H17～18)で原則10%削減する団体

交通安全協会(交付金)	森林組合(交付金)	体育協会(交付金)
防火防犯組合(交付金)	商工会(助成金)	少年等スポーツ教室(補助金)
保育所連合保護者会(交付金)	観光協会(交付金)	3地区体育祭(交付金)
地区労働組合(交付金)	袖山牧場(補助金)	須原ばねそ(交付金)
木曽建設業組合大桑支部(交付金)	林業振興会(育成助成金)	野尻宮歌保存会(交付金)
老人クラブ(活動育成補助金)	獺友会(助成金)	羅炎太鼓(交付金)
農村女性ネットワーク(補助金)	文化協会(交付金)	馬頭太鼓(交付金)
ひのきを奏でる里づくり(交付金)	分館事業運営(交付金)	

(5) 廃止

所期の目的が達成された事業や、社会情勢や住民ニーズの変化等に伴い事業効果が薄れた事業は廃止します。

項 目	今 後 の 方 針	実施年度 (検討 ○ 実施) →	17	18	19	20	21
チャイルドシート着用推進助成金	既に着用意識は定着し、当初の目的は達成されたと思われるため廃止する。			○			
生ゴミ処理機等購入奨励補助金	検討中の生ごみ収集が実施に至った時点で、補助金を廃止する。					○	
農業関係制度資金利子補給制度	実績が少なく、受益者にメリットが少ないことから廃止する。				○		
農業用施設改良支援	過去の利用実績、住民ニーズとも乏しいため廃止する。				○		
巡回劇場(小中学校)	授業日数の確保等、社会情勢を勘案して廃止する。				○		

(6) 検討

行政効率、費用対効果等を検証し、廃止を含めて、今後のあり方について引き続き検討します。

項 目	今 後 の 方 針	実施年度 (検討 ○ 実施) →	17	18	19	20	21
地域自治組織	「地域自治組織検討委員会」を設け、当村の実情に合った地域自治組織のあり方を検討する。				○		
回覧文書	CATVの導入に伴い、情報伝達のあり方を総合的に検討する。				○		
表彰式	簡素化の方向で見直しを検討する。				○		
防災行政無線	CATVの導入に伴い、活用方法を総合的に検討する。				○		
支払通知書の送付	簡略化に向けて検討する。				○		
新生児祝金	少子化対策の一環として、当面、現行どおり継続する。 子育て支援体制全般の充実について総合的に検討し、その中で祝金のあり方について再検討する。						○
子育て支援	子育て支援センターの運営等、子育て支援の充実を図るため、保育所運営委員会であり方を検討する。						
保育所運営	多様な保育ニーズへの体制整備、児童数の減少、施設の老朽化等を踏まえ、3園の統合について保育所運営委員会検討中であり、その結果を尊重する。					○	
循環・通院バス	経費節減のための新たな方法を検討しつつ、当面は現行どおり継続する。				○		
JR乗車券販売委託	経費削減の方向で見直しを検討する。				○		
赤十字奉仕団	既存の婦人組織を含め、あり方を検討する。				○		
空家対策	空家所有者からの区費の徴収等について、必要に応じて地域で検討されたい。				○		
雇用住宅	有効活用を図りつつ、老朽化した物件は順次処分し、村有地については分譲を検討する。				○		
家畜導入事業支援	あり方を検討する。				○		
阿寺溪谷	最善の活用及び管理等について、引き続き検討する。						
学力アップ対策事業 (大桑塾)	小学生の部は廃止する。 中学生の部は、指導体制等、実情を踏まえて検討する。				○		
小学校ホームページ作成支援・管理	学校教育での対応や、ボランティアによる作成指導等、実施方法について検討する。				○		
学校(保育園)給食	主食の自校(自園)調理化に向けて検討する。				○		
歴史民俗資料館	経費節減の方向で管理方法を見直すとともに、施設のあり方を引き続き検討する。				○		
(株)あてら (第三セクター)	民間企業としての体質改善、企業体としての体質強化、経営の改善に努めつつ、引き続きフォレスパ木曽を運営する。 県の「市町村コンシェルジュ」事業等を活用し、専門的見地から今後のあり方を検討する。				○		
(株)大桑村地場産業 振興センター	引き続き木楽舎の運営を担いつつ、第三セクターとしてのあり方を検討する。				○		

(7) 行政評価制度の導入

個々の事務事業を、成果の観点から評価・検証し、随時見直しを図ります。
評価の過程で、事務事業の成果をわかりやすく住民に示し、情報の共有化を図り、住民参画の基盤を整えます。
職員に効果・効率性を絶えず意識させ、費用対効果の観点から意識改革を図ります。

項 目	今 後 の 方 針	実施年度 (検討 ○ 実施) →	17	18	19	20	21
行政評価制度	平成18年度から事務事業評価制度を導入する。(H17試行)				○		

6 . 広域行政、広域連携

広域連携、広域行政の充実により、効率的で質の高いサービスの提供に努めます。
広域連合の業務内容を精査し、町村負担金の削減に向けて働きかけます。
木曽郡町村会のあり方を引き続き検討し、町村負担金の軽減に努めます。

項 目	今 後 の 方 針	実施年度 (検討 ○ 実施) →	17	18	19	20	21
C A T V 整備	大桑村分は、平成18年度中の整備に努める。			○	○	○	
木曽川右岸道路	未開設区間の早期着工を要望する。(大桑村分はH18年度着工)			○	○	○	○
観光施策	木曽観光連盟等と連携し、木曽全体の観光の活性化に努める。		○				

【木曽広域連合の業務】

- ・ごみ・尿・汚泥処理施設、老人ホーム、葬斎センター、木曽文化公園の管理運営
- ・広域消防、救急医療、介護保険、公共サイン、C A T V、奨学金、スポーツ振興基金、埋蔵文化財委託調査、森林整備協定
- ・景観、観光、広域幹線道路等に関する広域的計画調整
- ・その他、広域的な課題の調査研究 など

7 . 協働の推進

(1) 住民参加と情報公開

住民参画のむらづくりを進めるために、行政と住民が情報を共有し、共通の認識をもったうえで、事業の計画段階から一緒に考えていける体制づくりを努めます。
行政は、常に正確な情報をわかりやすく住民に伝えるための工夫が必要です。
住民は、むらづくりの当事者として行政情報を吸収し、理解しようとする姿勢が必要です。

項 目	今 後 の 方 針	実施年度 (検討 ○ 実施) →	17	18	19	20	21
広報・議会報 村のホームページ	内容を充実し、解りやすく読みやすい編集に努める。		○				
C A T V の活用	有効な活用方法を検討し、即時の情報伝達を充実する。			○			
行政懇談会、出前講座	必要に応じて地域ごとに開催し、行政情報の伝達と住民意志の吸収に努める。			○			
村議会、行政委員会等	住民の代表者に対する十分な説明と、意見の吸収に努める。		○				

(2) ボランティア・N P O 等の育成・支援

協働のむらづくりにおける公的サービスの新たな担い手として期待されることから、これらの組織の設立を促進し、活動しやすい環境づくりに取り組みます。
ボランティア・N P O 等が主体的、自律的に活動を展開していく力を養うため、総合的に支援します。

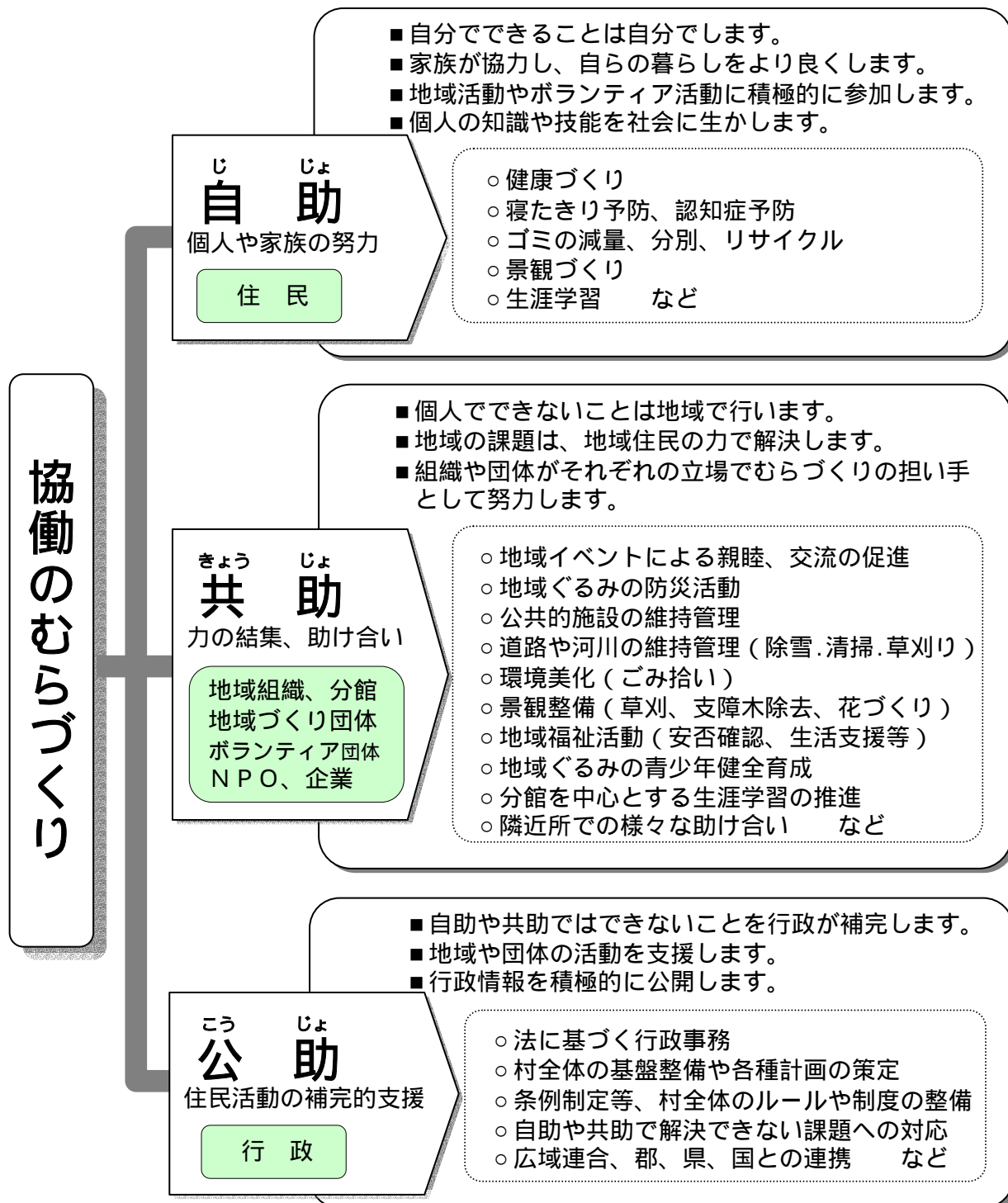
項 目	今 後 の 方 針	実施年度 (検討 ○ 実施) →	17	18	19	20	21
ボランティア意識の醸成	ボランティア情報の提供等、啓発活動の充実に努める。		○				
	子どもの頃からの意識の醸成が重要なため、「なんでも体験わくわく隊」等の活動を通じて福祉教育の充実に努める。			○			
支援体制の整備	ボランティアセンターを中心に、相談、学習・研修、活動支援、団体間のネットワークづくり等を行う。			○			
	企業の社会貢献活動を促進するため、ボランティア休暇制度の定着を図るよう啓発する。						

(3) 地域自治組織のあり方

地域自治組織を基盤とした、組織的な共助活動の展開が求められています。
各地域で住民の参画によって行われる様々な地域活動の展開や地域の活性化が期待されています。
地域住民と行政のパイプ役として、互いの要望や課題などを伝え検討し合う住民参画の基盤組織としての機能が期待されています。

項 目	今 後 の 方 針	実施年度 (検討 ○ 実施) →	17	18	19	20	21
地域自治組織検討委員会	住民と行政職員による検討委員会を設置し、大桑村における地域自治組織のあり方を総合的に検討する。				○		

(4) 協働のむらづくり



8 . 財政基盤の確立

(1) 自主財源の確保

安定した財源を確保し、確実な財政基盤を築きます。
受益者負担金のあり方を見直します。

項 目	今 後 の 方 針	実施年度 (検討 ○ 実施) →	17	18	19	20	21
税の徴収 (滞納整理)	県税収納推進センターと協定して滞納整理業務を強化し、徴収率の向上を図る。		○				
国保税	税率を見直す。 (+ 6.77%)		○				
法人税	税率を見直す。 (13.5% → 14.7%)				○		
固定資産税	近隣町村との均衡等に配慮し、評価額の適正化を図る。						○
ごみ処理手数料	木曽南部 3 町村で検討し、適正な額に改定する。 不燃物 (ガス・陶器類) と金物の有料化を検討する。			○	○		
保育料	保育所運営委員会等で検討し、段階的に見直しを図る。		○		○	○	○
健康診査 (成人)	個人負担率の適正化を図り、国保加入者及び 70 歳以上の受診者からも個人負担金を徴収する方向で検討する。			○	○	○	
シェレ・ビル市ホームステイ	ホームステイ参加者から負担金を徴収する。			○			
みどりの少年団 (北海道体験交流)	平成17年度から参加人数を縮小 (8 人 → 6 人) する。 平成18年度から参加者負担金を増額する。			○			
社会体育施設使用料	社会情勢を考慮し、必要に応じて見直しを図る。			○			
水道料金	経営状況を勘案し計画的に料金を改定する。			○		○	
下水道料金	健全経営を目指し、計画的に料金を改定する。			○		○	
村有地管理	未活用の普通財産、法定外公共物の売却を図る。			○			
村有林経営	計画的に収入間伐を実施する。			○			
森林環境水源税の創設	森林、山村の維持保全を図るため、国民的意識高揚運動とともに森林環境水源税の創設運動を推進する。						
流水占用料の還元	電力会社から県が受けている流水占用料を、発電所を有する市町村に直接還元されるよう、法改正に向けて働きかける。						

(2) 財政計画

当村を取り巻く情勢、国や県の動向を的確にとらえ、行政改革を確実に推進しつつ、中長期的な視野で計画的に健全な財政運営を堅持していきます。

【財政推計の前提条件】

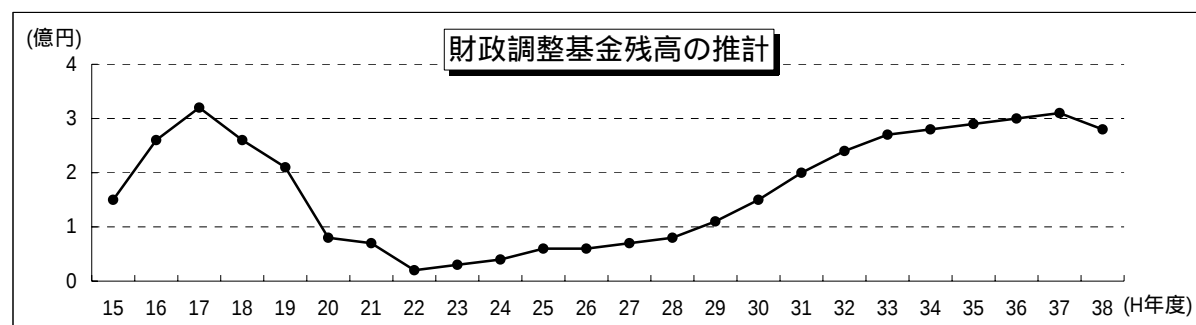
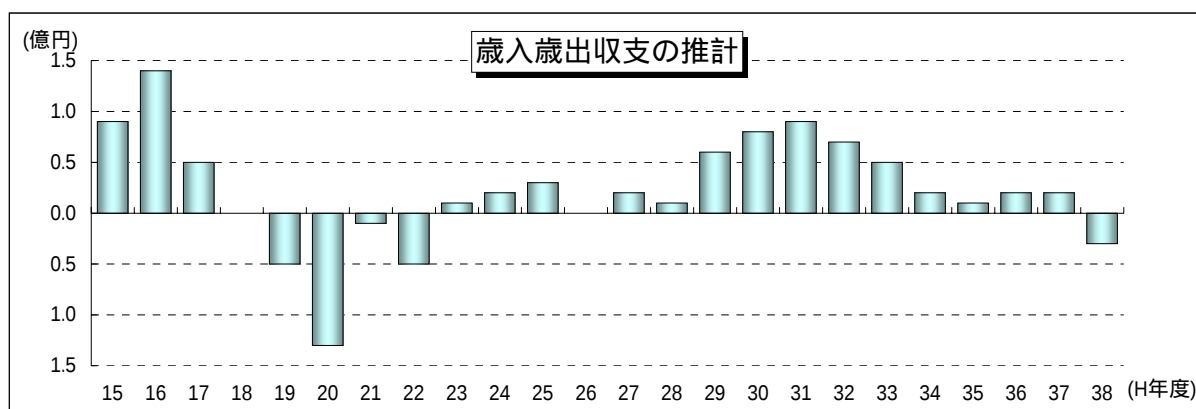
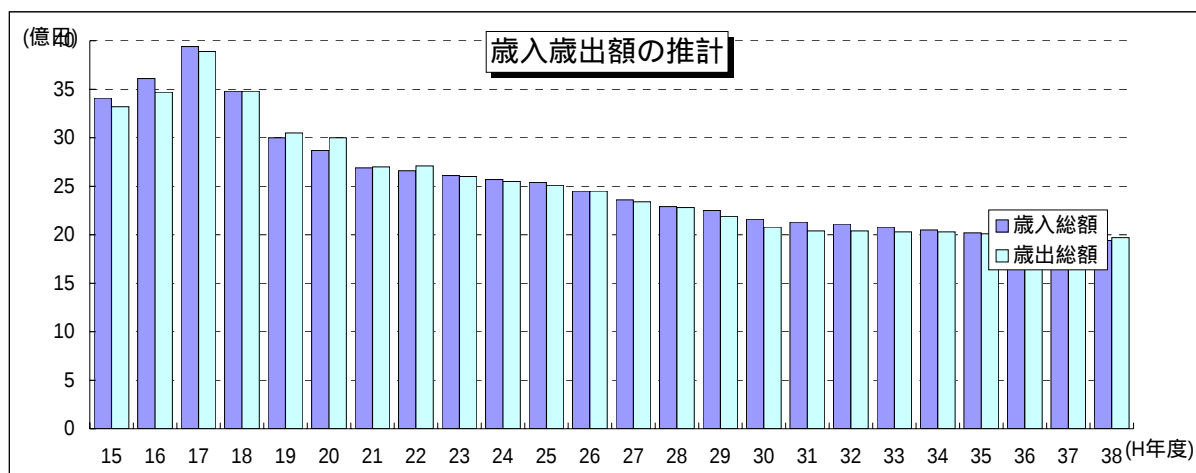
入 入	村 税	「三位一体の改革」による税源移譲、定率減税廃止等に伴う村民税の増額、納税者の減少による減額を見込み、減少傾向で推計
	地方交付税	「三位一体の改革」の動向を踏まえつつ、公債費の増に伴う交付税措置分の増額、国勢調査ごとの人口減少、所得譲与税算入による減額分等を見込み、平成23年度以降減少傾向で推計
	村 債	計画中の投資的事業に伴う村債を計上し、定率減税廃止による減税補てん債の減額分を見込み、平成20年度以降横這いで推計
	国県支出金	税源移譲による補助金の削減、平成21年度以降の道路等建設事業の減少による補助金の減額を見込み、平成22年度以降横這いで推計
歳 出	人 件 費	一般会計の職員数は平成17年度の65名を22年度までに61名、27年度までに55名とする。議員定数は見直すこととして試算
	補 助 費	実績により、平成19年度以降 3 年毎に 3 % 強の増を見込む
	公 債 費	既借入分は償還計画による。以降、新規借入計画に基づき推計
	繰 出 金	上下水道料金の改定による企業会計の経営安定を見込み、企業会計への繰出金を推計。国保会計等繰出額は実績による
	普通建設事業費	平成20年度までの大型継続事業終了後は新規事業を抑制

上記以外の項目は、過去の実績等に基づき客観的に推計

財政推計

		決算 ← → 推計																(億円)							
区 分 / 年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	
経常的収入	村税	7.1	6.9	6.6	6.5	6.3	6.1	6.0	5.8	5.7	5.5	5.4	5.2	5.2	5.0	4.9	4.8	4.7	4.5	4.5	4.4	4.2	4.1	4.0	3.9
	地方交付税	11.4	11.6	11.8	11.3	12.0	13.0	14.1	14.2	13.8	13.6	13.3	12.6	11.8	11.2	11.0	10.0	9.7	9.7	9.4	9.4	9.4	9.3	9.3	8.9
	歳入補助金等	2.9	2.0	1.6	1.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	その他	1.6	1.2	1.1	1.7	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	
	合計	26.0	28.3	25.7	24.9	22.4	23.0	23.9	23.8	23.3	22.9	22.6	21.7	20.8	20.1	19.7	18.8	18.5	18.3	18.0	17.7	17.4	17.3	17.2	16.6
経常的支出	人件費	6.0	6.0	5.2	5.4	4.9	4.9	4.8	4.6	4.2	4.2	4.3	4.0	4.0	4.0	3.9	3.9	3.9	3.8	3.7	3.6	3.5	3.4	3.4	
	物件費	3.7	3.4	3.8	4.2	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	
	維持補修費	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	
	歳入補助費	1.0	1.0	0.8	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	
	公債費	3.6	3.5	4.2	4.2	3.8	3.8	3.8	3.9	3.9	3.9	4.0	4.0	4.0	4.1	4.1	4.1	4.2	4.2	4.2	4.4	4.4	4.4	4.5	
投資的収入	繰出金	5.5	5.7	5.5	5.7	6.0	6.5	6.9	7.1	6.8	6.3	6.0	5.6	4.9	4.3	3.6	2.8	2.4	2.4	2.4	2.3	2.2	2.1	2.0	1.9
	繰出金	2.3	3.3	2.8	2.9	3.0	3.4	3.3	3.4	3.3	3.3	2.9	2.6	2.5	2.4	2.3	2.0	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	
	合計	22.2	23.1	22.5	23.5	22.4	23.3	23.5	23.7	22.9	22.4	22.0	21.4	20.3	19.7	18.8	17.7	17.3	17.2	17.2	17.0	16.8	16.7	16.6	
	歳入補助金等	3.8	5.2	3.2	1.4	0.0	-0.3	0.4	0.1	0.4	0.5	0.6	0.3	0.5	0.4	0.9	1.1	1.2	1.0	0.8	0.5	0.4	0.5	0.5	
	歳入補助金等	4.9	3.7	7.1	5.1	4.1	3.7	1.0	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	
投資的支出	歳入補助金等	3.2	4.1	6.6	4.8	3.5	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	
	歳入補助金等	8.1	7.8	13.7	9.9	7.6	5.7	3.0	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	
	歳入補助金等	11.0	11.6	16.4	11.3	8.1	6.7	3.5	3.4	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	
	歳入補助金等	-2.9	-3.8	-2.7	-1.4	-0.5	-1.0	-0.5	-0.6	-0.3	-0.3	-0.3	-0.3	-0.3	-0.3	-0.3	-0.3	-0.3	-0.3	-0.3	-0.3	-0.3	-0.3	-0.3	
	歳入補助金等	34.1	36.1	39.4	34.8	30.0	28.7	26.9	26.6	26.1	25.7	25.4	24.5	23.6	22.9	22.5	21.6	21.3	21.1	20.8	20.5	20.2	20.1	20.0	19.4
歳入補助金等	歳入補助金等	33.2	34.7	38.9	34.8	30.5	30.0	27.0	27.1	26.0	25.5	25.1	24.5	23.4	22.8	21.9	20.8	20.4	20.3	20.3	20.1	19.9	19.8	19.7	
	歳入補助金等	0.9	1.4	0.5	0.0	-0.5	-1.3	-0.1	-0.5	0.1	0.2	0.3	0.0	0.2	0.1	0.6	0.8	0.9	0.7	0.5	0.2	0.1	0.2	-0.3	
基金等繰入金	基金等繰入金					0.5	1.3	0.1	0.5															0.3	
	基金等繰入金	0.9	1.4	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.2	0.3	0.0	0.2	0.1	0.6	0.8	0.9	0.7	0.5	0.2	0.1	0.2	0.0	
	基金等繰入金	1.5	2.6	3.2	2.6	2.1	0.8	0.7	0.2	0.3	0.4	0.6	0.6	0.7	0.8	1.1	1.5	2.0	2.4	2.7	2.8	2.9	3.0	2.8	
	基金等繰入金	44.0	46.8	50.3	51.6	50.0	46.5	42.6	38.5	34.7	31.3	28.2	25.4	23.3	21.6	20.5	20.1	20.1	20.0	20.0	20.1	20.3	20.6	21.0	
	基金等繰入金																								

上記推計数値は、現在の国の制度に基づいて一定条件下で推計したものであり、今後の制度改革の状況によって大きく変動することがあります。



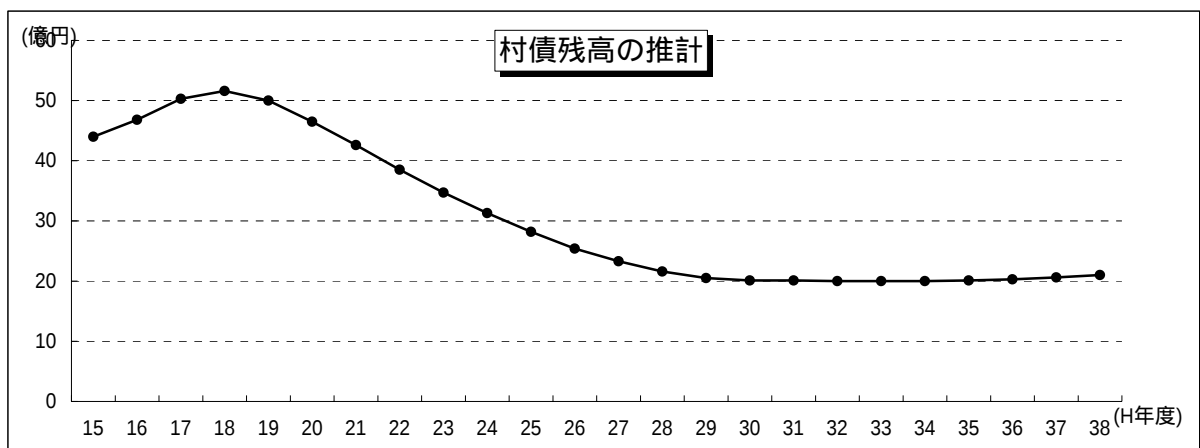
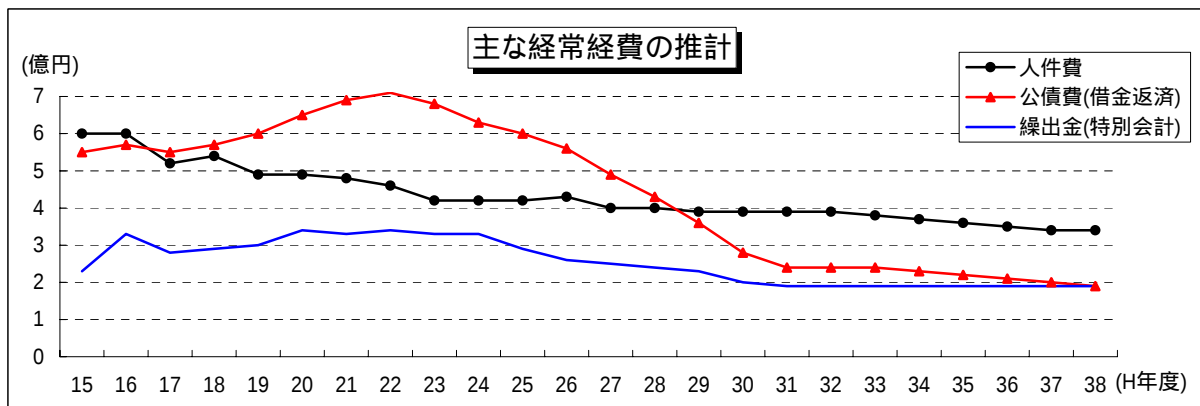
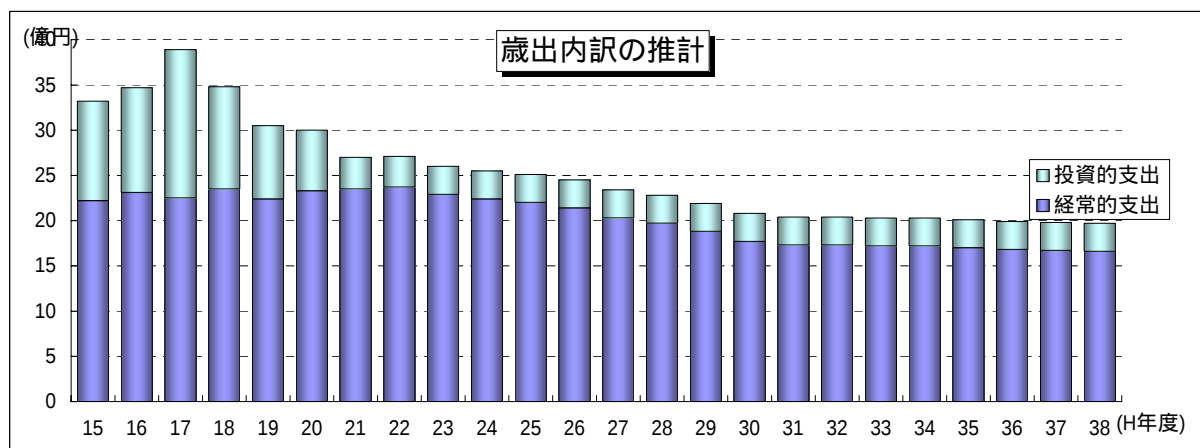
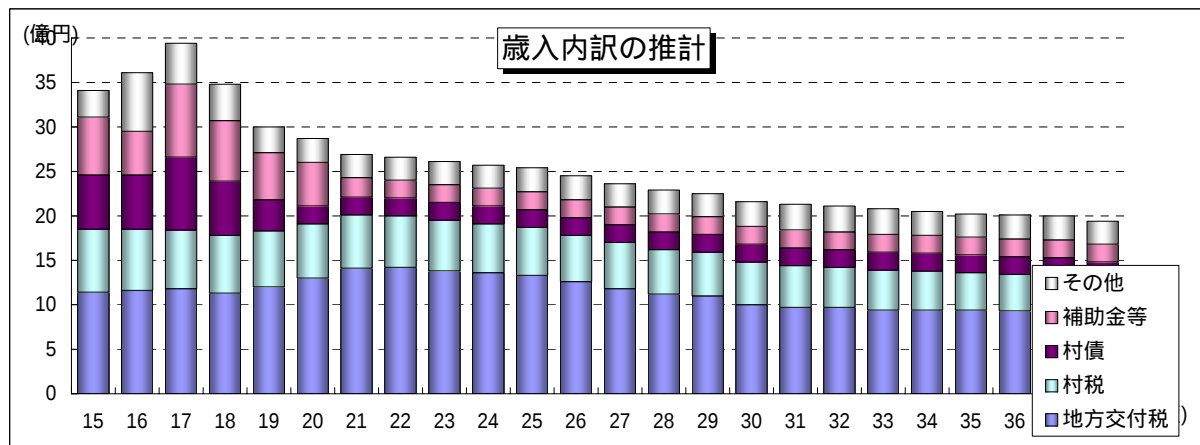
平成19～22年度にかけて公債費負担のピークを迎えることもあり、一時的に単年度収支がマイナスになります。加えて平成20年度は、現阿寺橋の撤去など一般財源の負担が大きい事業が計画されているため、1.3億円の赤字が予想されます。

単年度収支が赤字の場合は基金の取り崩し等で収支バランスを保ちます。平成22年度前後は基金残高が底をつき、不測の事態に対応できない危険な財政運営を迫られます。

今後、普通建設事業の抑制と行政改革等による経常経費の削減により、予算規模は縮小傾向になります。

普通建設事業を抑制することでその財源である村債(借金)が抑制され、その後の公債費(返済額)が減少します。

今後は、予算総額に占める経常経費(義務的経費)の割合が高いレベルで安定します。このことは臨時的(政策的)な事業を行う余裕のない「財政の硬直化」を意味します。



9 . 事業実施計画

当面計画されている主な事業（平成18～20年度）

(千円)

事業内容	実施期間	全体事業費	事業費 H18～20	実施 年度	事業費	財 源 内 訳			
						国・県	村 債	その他	一般財源
阿寺橋 橋梁整備	平成 15～20 年度	2,161,000	1,052,000	H18	334,000	79,750	65,700	188,244	306
				H19	521,000	110,000	117,000	293,863	137
				H20	197,000	47,300		111,147	38,553
村道伊奈川1号線 JR交差踏道橋整備	13～20	2,060,000	1,294,600	H18	351,500	192,500	158,500		500
				H19	626,500	344,575	281,425		500
				H20	316,600	172,150	143,950		500
須原上町踏切 代替え歩道設置	18	69,000	69,000	H18	69,000			69,000	
林道松沢深沢線 改良	17～19	100,000	80,000	H18	40,000	20,000	20,000		
				H19	40,000	20,000	20,000		
農林産物処理 加工施設	18	20,000	18,000	H18	18,000	9,000			9,000
東部簡易水道 施設整備	8～21	2,356,212	854,500	H18	380,679	104,657	274,600		1,422
				H19	294,061	95,752	198,200		109
				H20	179,760	59,920	119,700		140
野尻地区 公共下水道整備	10～20	1,872,000	327,000	H18	187,000	93,500	84,100	9,350	50
				H19	90,000	45,000	40,500	4,500	
				H20	50,000	25,000	22,500	2,500	
C A T V整備	17～18	440,000	220,000	H18	220,000		220,000		
消防ポンプ車 購入	19～21	49,500	33,000	H19	16,500	14,850			1,650
				H20	16,500	14,850			1,650
池口寺薬師堂 復元(県宝)	18～23	59,955	30,000	H18	10,000	3,000		3,500	3,500
				H19	10,000	3,000		3,500	3,500
				H20	10,000	3,000		3,500	3,500
村民体育館維持 (外装・床塗装)	18	36,000	36,000	H18	36,000				36,000
達人の館改築	18	10,500	10,500	H18	10,500		7,350		3,150

【大桑村村民憲章】

わたくしたちは、豊かな自然環境と、輝かしい文化と歴史を継承してきた大桑村民です。

わたくしたちは、この愛するふるさとの限りない発展をねがい、更に連帯を深め、平和で明るく住みよい村づくりを進めるために、この憲章を定めます。

１．自然を愛し環境をととのえ、

心やすらぐ美しい村をつくりましょう。

１．知性を磨き文化をはぐくみ、

香り高い潤いのある村をつくりましょう。

１．資源をいかし産業を伸ばし、

活力あふれる豊かな村をつくりましょう。

１．ふれあいを大切にし 助け合って、

人情こまやかな温かい村をつくりましょう。

１．心身をきたえ勤労を歡び、

希望に満ちた明るい村をつくりましょう。

大 桑 村 自 立 計 画

平成 1 8 年 7 月 大桑村

〒399-5503 長野県木曽郡大桑村長野 2778 番地

TEL 0 2 6 4 - 5 5 - 3 0 8 0

FAX 0 2 6 4 - 5 5 - 4 1 3 4

ホームページ <http://www.kiso-ookuwa.com/>

電子メール info@kiso-ookuwa.com